ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 6 JUN

農林水産業再生の方向性

●転換点に立つ日本農業と自立・再生の方向

●国産材流通と森林組合連合会のコーディネート機能

●持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくり

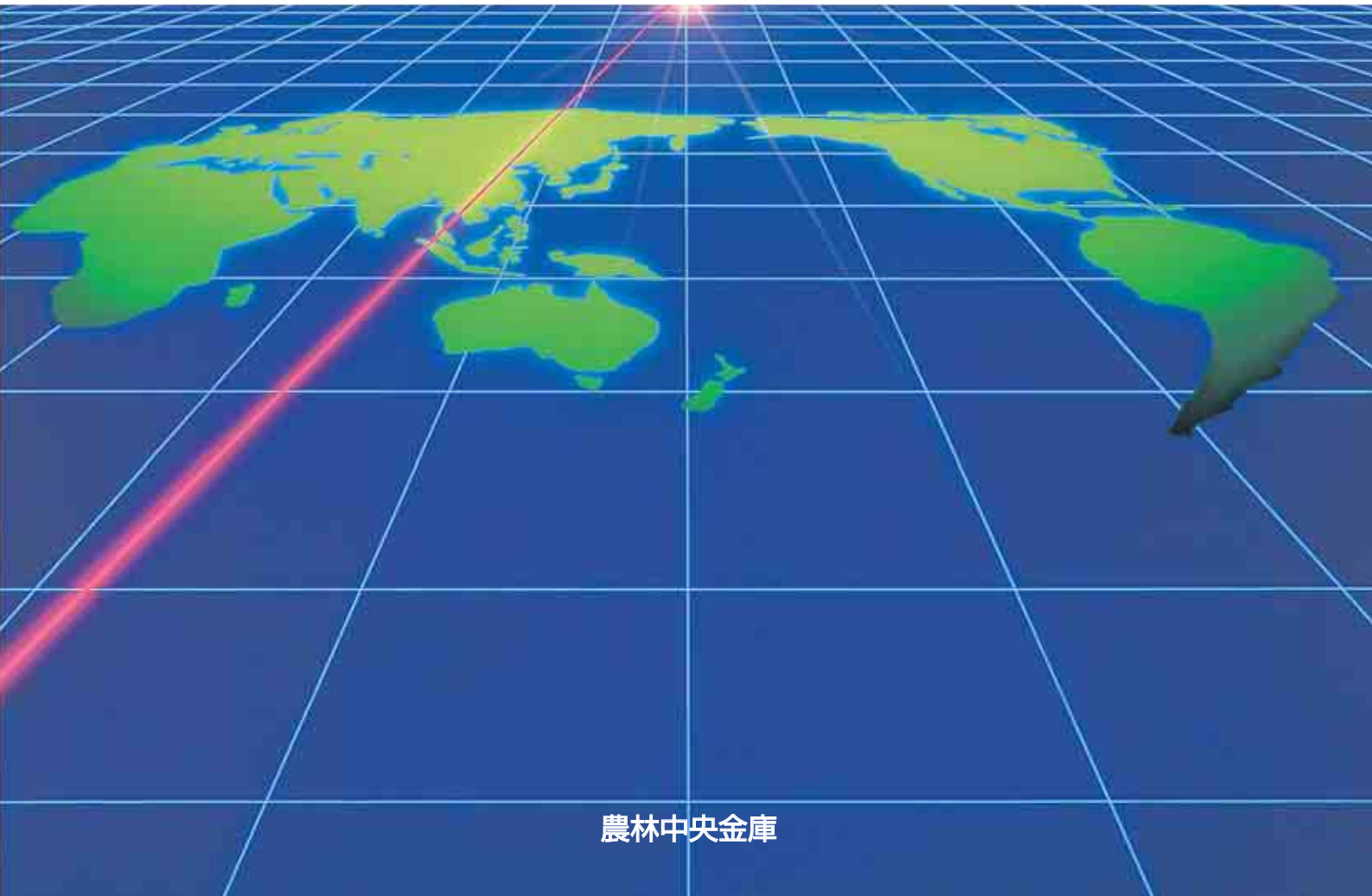

農林中央金庫

http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

割り切られた安全

志賀原発２号機運転差止訴訟一審判決（06年３月24日：金沢地裁：井戸謙一裁判長）は，「外部電源の喪失，非常用電源の喪失，配管の破断，シュラウド（注：原子炉圧力容器内部に取り付けられた円筒状の隔壁）の破断，冷却材の減少・喪失等」を列挙し，「様々な故障が同時に，あるいは相前後して発生する可能性が高く，そのような場合，被告が構築した多重防護が有効に機能するとは考えられない」と指摘，「周辺住民の人格権侵害の具体的危険は，受忍限度を超えているというべきである」とし，運転差止めを命じた。今回の福島第一原発の事故を予見したような判決である。

この判決とは対照的に，浜岡原発訴訟一審判決（07年10月26日：静岡地裁：宮岡章裁判長）においては「耐震設計審査指針等の基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障するということはおよそ考えられないから，耐震設計審査指針等の基準を満たしていることに加えて，さらに地震発生を共通原因とした故障の仮定をした安全評価をする必要は認められない」などとし，原告の主張を全面的に退けている。判決に先立ち，07年２月16日に被告側証人として出廷した斑目春樹氏（現原子力安全委員会委員長）は，「（可能性があるものを）全部組み合わせていったら，ものなんて絶対造れない。だからどこかで割り切るのです」と証言している。

まさに「割り切られた」安全の下で，福島第一原発の事故が惹起され，原子力発電の「安全性」や「経済合理性」は，一定の条件（明治三陸大津波のような大津波は発生しない，複数のトラブルが同時複合的に生じる事態は考えない…）の下に成り立つものでしかなかった，ということが明白になった。

一方，事故処理対応には，必ずしも論理的に説明されないものが多い。汚染水の大量海洋投棄に，全漁連会長は全国の漁業者を代表して猛烈に抗議し，海外からも批判の声が数多くあがった。「国際法（条約）上，有害物質などの海洋投棄は禁じられているが，条約に基づき制定された海洋汚染防止法が禁じるのは船舶や海上構造物などからの投棄で，原発からの放射能汚染水の放出は想定外」などの解説は言い逃れでしかない。「20ミリシーベルト/年基準」についても，放射線管理区分（1.3ミリシーベルト/３か月）を定めた放射線障害防止法や労働安全衛生法との法的整合性に関して論理的な説明はされていない。これらも，「割り切った」対応なのだろうか。

今回，このような大規模な事故が生じた場合，その制御・収束は困難を極め長期を要するという事実，また，その被害は深刻・広範囲・多岐にわたり，その賠償責任は甚大なものとなるという事態が架空の話ではなく現実のものとなるということが思い知らされた。

原発事故と因果関係のある全ての損害は，いかに巨額であろうが，どのような手段をとってでも全額賠償されなければならない。無過失である被害者の経済的損害・精神的損害を全て回復することが，惹起された不条理を正すことであり，公正と正義を守ることである。原子力損害賠償法における国の責任が不明確なのであれば，立法過程で議論されたとおり「国家補償」を法改正により明確に措置すべきである。甚大な被害をもたらす危険を内包するシステムを推進した国，それを是認し原発立地地域にリスクを負わせてきた電力利用者が，賠償に線引きをすることは決して許されることではない。

（（株）農林中金総合研究所　専務取締役　岡山信夫・おかやま　のぶお**）**

http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第64巻　第6号〈通巻784号〉

目　次

今月のテーマ

農林水産業再生の方向性

今月の窓

割り切られた安全
（株）農林中金総合研究所 専務取締役　岡山信夫

大震災・TPP・食料需給逼迫の波を乗り越えて
転換点に立つ日本農業と自立・再生の方向
蔦谷栄一 —— 2

国産材流通と森林組合連合会のコーディネート機能
秋山孝臣 —— 18

漁業・漁村の危機と再生への視点
持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくり
鴻巣　正 —— 28

談話室

消滅の危機からの復活
（株）農林中金総合研究所 顧問　野村一正 —— 44

情勢

森林組合の事業・経営動向
——第23回森林組合アンケート調査結果から——
（財）農村金融研究会 調査研究部長　室　孝明 —— 46

漁協の組織・事業基盤の現状
——第29回漁協系統事業アンケート調査結果から——
（財）農村金融研究会　尾中謙治 —— 55

本棚

堀口健治・加藤基樹　著
『書を持って農村へ行こう　—早稲田発・農山村体験実習のすすめ』
小松孝宏 —— 43

統計資料 —— 62

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

転換点に立つ日本農業と自立・再生の方向

── 大震災・TPP・食料需給逼迫の巨大な波を乗り越えて ──

特別理事　蔦谷栄一

〔要　　旨〕

1　大震災・原発事故にTPP，食料需給の逼迫基調への転換と，三つの巨大な波が日本農業を翻弄しており，日本農業は今，これらを乗り越えて再生・自立を果たしていくか，衰退・縮小の途をたどるか，その分岐点・正念場に置かれている。

2　大震災・原発事故は，小規模分散型のエネルギーへのシフトとともに，地域内循環がリスク対策としても有効であることを示唆している。エネルギー，食料等の人間が人間らしく生きていくにあたって最低限必要とされるものについては極力自給していくことが重要である。

3　TPPの本質は，アメリカのなりふりかまわぬ輸出倍増による生き残り戦略にある。貿易自由化が先行している韓国の経済実態をみると，輸出伸長の恩恵にあずかっているのは一部大手企業にとどまり，大半の企業，国民にとってはデメリット過多となっており，小泉構造改革に酷似している。しかも円高でのTPP加入は，デフレを加速させ，さらなる賃金の低下を招きかねない。食料自給率40%の実情からすれば，行き過ぎた貿易自由化のバランスを取り戻し，食料安全保障の確保をはかっていくべきである。

4　“食料とエネルギーとの競合”と新興国の穀物需要の増加という構造要因によって，食料需給は逼迫基調へと転換し，これに異常気象，投機マネーの流入という変動要因が加わって，穀物相場は乱高下しながら上昇トレンドをたどりつつある。食料安全保障の重要性が増しており，持続性の高い農業生産を振興していくことが求められる。

5　歴史的な転換期における日本農業の方向性は，地域分散，地域循環，地域自給を基本にした持続的循環型の社会を追求していく中で，大きく次の5点に集約される地域性豊かな農業となる。①まず押さえるべきは食料安全保障である。飼料米，飼料イネ，水田放牧による水田の畜産的利用の拡大と，米，小麦，大豆等輪作の推進，②農業政策と地域・環境・エネルギー政策の一体化，地域資源管理者としての直接支払い，地産地消や第六次産業への取組み，③多様な担い手による農村コミュニティをも重視した地域営農の推進，集落営農による「社会的協同経営体」としての活動展開，④持続的循環型農業，家畜福祉への取組みによる本質的な安全・安心の徹底，⑤都市と農村との交流，都市から農村への人口還流の誘導，である。

6　時代は，“GDP信仰”から脱却し，“幸せ”を実感できる社会へと舵を切り替えていくことを促している。“未来世代への責任”と“国際社会への責任”を果たしていくべく国民自身の決断が求められているといえる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　転換点その１　東日本大震災
（1）　被害の内容・問題点
（2）　対策の方向
2　転換点その２　TPP
（1）　概要
（2）　加入の是非
（3）　方向
3　転換点その３　食料需給の基調変化
（1）　農業をめぐる環境変化
（2）　方向性
4　三つの転換点からの農業・農村の位置づけ
（1）　この国のかたち
（2）　農業・農村の位置づけ
5　日本農業が抱える基本問題
（1）　基本問題
（2）　その他
6　日本農業の方向性
おわりに

はじめに

本（2011）年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は，最大震度７，マグニチュード9.0の激震が10mを越える大津波を引き起こし，これが原発事故を招くという負の連鎖，巨大複合災害となり，東日本大震災と呼ばれるわが国災害史上最悪ともいわれる大惨事となった。地震，津波という天災もさることながら，絶対に安全とされてきた原発が事故を起こし，レベル７というチェルノブイリに並ぶ深刻な放射能汚染をもたらした人災の持つ意味は重い。農林漁業が天災・人災の両面で被った打撃はきわめて甚大である。

大震災と並んでわが国の行方を大きく左右しかねない直面する大問題がTPPである。大震災の発生によって基本方針の決定を先延ばしされることになったが，TPP加入推進の圧力は依然としてきわめて強い。政府試算ではTPP加入によって食料自給率（カロリーベース）は14％にまで低下するとされており，農業が壊滅的影響を被ることは必至である。

こうしたなか，2007，08年と高騰し，リーマン・ショックで反落した穀物相場は，再び高騰をはじめ，市場最高値を更新しつつある。20世紀後半，余剰基調で推移してきた穀物相場は逼迫基調へと転換し，騰勢を強めている。

唐突に飛び出してきたTPPに，大震災・原発事故が加わって，まさに“この国のかたち”を根底から大きく揺さぶりつつある。また食料需給の逼迫基調への転換は，これまでの食料余剰基調の中で国際分業化により土地利用型農業の多くを海外に依存してきたわが国農業のあり方を根本から問いかけるものである。今，こうした三つもの巨大な波が日本に押し寄せ，これに翻弄されているというのが日本農業が置かれた状況である。これら三つの波を転換点とし

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

て受け止め，乗り越えつつ再生・自立を果たしていくことができるか，それとも衰退・縮小の途に転げ落ちるか，日本農業はその分岐点，正念場に置かれているといえる。情勢を総合的に把握し，わが国とわが国農業が置かれている位相を明確にしたうえで，何よりも再生・自立に向かう農業の全体構想（グランドデザイン）を明確にしていくことが，今こそ必要とされる。

本稿はその概略を提示することをねらいとする。なお，紙幅の関係から図表は割愛し，注および参考文献は最小限にとどめた。

1　転換点その1　東日本大震災

(1)　被害の内容・問題点

いまだ被害の全貌を把握することが不可能な状況にあるが，政府は被害額を16兆円～25兆円(注1)，GDP対比では3.34～5.22％と見込んでいる。

今回大震災は，地震，津波，原発事故の三つによる巨大複合災害となったが，地震・津波の天災と原発事故という人災とでは，その性質はまったく異なっており，区分して理解しておく必要がある。

a　天災（地震・津波）

地震の揺れによる被害もさることながら，津波による被害が圧倒的で，したがって被害が沿岸部に集中しているのが今回大震災の特徴である。農業では，田畑の冠水による塩害と，津波による園芸施設・農機具等の倒壊・破損，灌漑排水施設・畦畔等の破損などが主な被災内容である。

津波による被害推定農地面積(注2)は青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉の6県で23,600haとなっており，このうち最大の被害を被った宮城は15,002haと，県内耕地面積の11％に及んでいる。また農業関係被害額(注3)は7,292億円で，うち農地・農業用施設が6,807億円，農作物が485億円とされている。

また道路をはじめとする交通網が寸断されることによって，家畜に供給する配合飼料に不足をきたしたり，搾った生乳の輸送がかなわないため廃棄処分せざるを得ない等の事態も発生した。

b　人災（原発事故）

原発事故も，供給電力の減少（計画停電）にともなう被害と，放射能汚染による被害（風評被害を含む）とに二分される。

電力供給能力の低下は，企業の生産活動そのものに大きな制約を課すこととなった。また放射能汚染の発生は，原発の「安全・クリーン・低コスト」神話の崩壊をもたらしただけでなく，原発でつくられた電力はもっぱら首都圏に供給されるという「地方の犠牲の上に成り立つ首都圏への一極集中」というゆがんだ首都圏と地方の関係を露呈することとなった。

電力供給能力の低下は，また地震被災ともあいまって自動車や電気製品の部品等のグローバル世界と直結したサプライチェーンの寸断をもたらした。電力供給の制約は，工場の海外移転による国内産業の空洞化促進要因ともなりかねない。そして放射能汚

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

染の発生は営農の停止，出荷制限，風評被害による販売不振・価格低下，さらには避難による農村放棄までも余儀なくするなど，その被害はさらに深刻である。そのうえいまだに原発事故の終息を見通すことができず，かつ超長期での影響は免れ得ない。まさに国際社会への責任と同時に未来世代に対して重大な責任を負うこととなった。

（注１）2011年３月23日発表。
（注２）2011年３月30日までの集計，農林水産省発表。
（注３）2011年５月17日現在，農林水産省発表。

(2)　対策の方向

「『復旧』ではなく『復興』」「創造的復興」等の言葉が飛び交ってはいるものの，これまでのところ，目先の「復旧」への取組みが主で，政府の復興にかける心意気はほとんど伝わらず，「創造的復興」のアイデンティティが何なのかも見えない。

a　天災（地震・津波）部分

何を差し置いても被災者の今日明日の生活をしっかりと保障していくことがまず肝心である。当座，農業収入は期待できないことから，復旧工事を中心に雇用による農外収入の確保が欠かせない。併行して早期での農業生産回復を可能にしていくために，塩害の除去，灌漑排水施設の修復，基盤整備等を積み上げていくことになる。

農業再開・復興のためには多額の投資が必要とされることから，この機会に高齢等を理由に離農する農家も多くなることが予想される。このため農地の集積をはかり，大規模農業のモデル事業とすべきとの意見も多く出されているが，大震災にともなう復旧・復興であり，モデル化にはなじまない。あくまで地元農家が中心となって，主体的に，農地の集積とあわせて，農村コミュニティや地域営農計画を重視した取組みを両立させていくことが必要である。

b　人災（原発事故）

原発のような，甚大・深刻かつ広域の被害をもたらすリスクを有するものについて，“想定外”は絶対に許されてはならない。原発は絶対に安全とする「安全神話」が喧伝される一方で，一部とはいえ地震大国日本での重大なる原発事故発生に対する懸念が表明され続けてもきた。「安全・クリーン・低コスト」神話が完全に崩壊した今，科学技術への慢心を捨てて，原発政策のあり方が根本的に問われなければならない。その際，東海大地震震源域となる可能性の高い場所に設置されている浜岡原発の即時停止は当然であり，あわせて新規増設をストップさせることが前提となる。そのうえで電力源の多様化，電力施設の分散化，節電強化方策等についての検討を急がなければならない(注4)。この場合，原発依存からの脱却と自然再生エネルギーへの移行は，中長期にわたっての電力需給のバランス喪失を意味することから，節電に対する国民の強い覚悟と地道な実践が要件となる。

あわせて放射能汚染による風評被害を食い止めていくためにも，放射能汚染チェックと併行して，持続的循環型の環境にやさしい農業への取組みを徹底させていくこと

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

が必須となる。

c　全体

大規模集中型という特性を持つ原発での事故は，広域での甚大な被害の発生を必然たらしめた。リスクを低減していくためには小規模分散型のエネルギーへのシフトが絶対要件となる。あわせて交通網の寸断にともなう農産物出荷の停滞等は，広域流通が抱えるリスクを明らかにしており，リスク対策としても意義を持つ地場流通の重要性を示唆している。さらには配合飼料の不足の背景には，飼料の外部依存度が高いというわが国畜産の持つ飼料調達構造が存在しており，一定程度以上の自給飼料を確保していくことの必要性を示しているといえる。そして原発事故は電力供給の制約による産業活動の停滞と生活の不便さをもたらしただけでなく，放射能汚染という原発の持つ人間をはじめとするすべての生命の存続を脅かすリスクが顕在化することになった。原発リスクの排除に最大限の努力をはかっていくことは，世界で唯一の原爆被爆国である日本に，今，生きている者たちが取り組むべき最大の責務となる。

一方，食の観点で見ると，地震発生からしばらくの間は買占めの動きもあって，乾電池や懐中電灯と並んで，お米，保存食品等は量販店の店頭から消えてしまった。あらためていざという時の，主食となる米をはじめとする穀類の重要性を認識することとなった。土地利用型農業については競争力を持たないわが国であるが，カロリーが高く，保存性にも優れた米等の穀類が食料安全保障上きわめて重要な役割を担っていることを再確認するいい機会でもあった。

以上のように電力そして食料の問題は，単にエネルギーや食料にとどまらず，社会そのものが小規模分散型・自給型へとシフトしていくことを促しているといえる。エネルギー，食料をはじめ福祉，教育，医療などの人間が人間らしく生きていくにあたって最低限必要とされるものについては極力自給していくのが基本であり，まさに“百姓”が持つ意味をあらためて噛みしめ直すことが必要とされる。近代社会へと移行した中で，個人，家族単位での自給は現実的には不可能であることからすれば，ある一定の範囲内の地域で極力自給していく努力を積み重ねていくことが求められる。内橋（2004）はFEC自給圏構想として，食料（Food），エネルギー（Energy）そして福祉（Care）についての自給圏を構築していくことを提言してきた。今，日本がどういう方向に向かうべきかを，最も端的に示した構想であるといえる。

（注４）例えば，環境エネルギー政策研究所所長の飯田哲也氏は３月23日「『無計画停電』から『戦略的エネルギーシフト』へ」を提言している。

2　転換点その２　TPP

(1)　概要

TPPはTrans-Pacific Partnershipの略で「環太平洋経済連携協定」と呼ばれる。2006年に，シンガポール，ニュージーランド，チリ，ブルネイの４カ国でスタートしたも

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

ので，その後，アメリカ，オーストラリア，ペルー，ベトナム，マレーシアを加え，交渉参加国は現在９カ国となっている。WTOは，ドーハ・ラウンドでの交渉が既に10年を経過して合意できずにいることから，２国間，もしくは複数国間でFTAを結ぶ動きが活発化してきた。TPPはFTAの一つであるが，FTAは通常，当事国の事情を勘案して例外措置が盛り込まれ，柔軟に自由化が追求される。これに対してTPPは基本的に，例外を設けず，関税の完全撤廃を原則としているところに特徴がある。

政府試算では，TPP加入により実質GDPは0.48～0.65％，金額で2.4～3.2兆円増加(注5)するとしている。うち農業については，農業生産額が4.1兆円減少し，食料自給率は14％にまで低下し，多面的機能も3.7兆円相当分(注6)を喪失することになるとしている。

10年10月の所信表明演説で，菅首相が「アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指し」て参加を検討する旨を表明したのがそもそものはじまりである。早期加入することによって日本に有利なルールづくりを行おうとするもので，TPPと農業の両立は可能であるとしている。「食と農林漁業の再生推進本部」で11年６月までに基本方針を決定したうえで，交渉への参加を決めるとしていたが，大震災への対応にともない，基本方針の決定は先延ばしされた。

（注５）2010年10月27日政府発表。
（注６）2010年10月27日農林水産省発表。

(2)　加入の是非

a　産業全体

TPP加入の是非を巡って激しい論争が展開されているが，TPP交渉は24の作業分野に分かれて行われており，農業はその24分の１にすぎない。農業以外でも金融，医療，労働，政府調達等々で多くの問題が懸念されながらも，具体的なことは不明であるとされている。もっぱら農業での大規模・集約化による構造改革の好機として位置付けることによって，TPPに加入すべきだという摩訶不思議な議論がまかりとおっているのが現実である。逆にいえばはじめにTPP加入という結論ありきで，農業がスケープ・ゴートにされようとしている。TPP加入でメリットを享受できるのは一部の輸出企業にとどまり，一般の企業，農業，労働者，地方自治体にとってデメリットは大きく，TPP加入はわが国の産業構造にとって致命的な影響をもたらしかねないインパクトを有している。

ここで四つのことを指摘しておきたい。第一に，TPPへの早期加入によって日本に有利なルールを獲得しようとする楽観論は禁物である。リーマン・ショックは，金融資本主義と財政赤字によって支えられてきたアメリカの消費バブルを崩壊させたが，リーマン・ショック後のアメリカにとっての最大の問題は景気低迷と，これにともなう9.0％（11年１月）もの失業率にある。公共事業の拡大と輸出倍増は，景気回復と失業率改善の二本柱として位置づけられており，TPPはこのための武器とされる。アメ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

リカが輸出倍増にやっきとなっているということは，これまでのわが国も含めた東アジア諸国のアメリカに偏重した輸出の流れを逆転させていくことを求めているということである。したがって早期加入により有利なルールを引き出すべきだとの意見も多いが，実質アメリカが牛耳っているTPPの本質は，アメリカのなりふりかまわぬ輸出倍増による生き残り戦略にあり，早期に加入することで有利なルールを引き出すことができるとする楽観論は許されない。韓米FTAにあたってのアメリカのすさまじいまでの圧力をもしっかりと見つめる必要がある。(注7)

第二に，輸出伸長，貿易自由化は必ずしも国益につながるものではなく，韓国の実態がこれを明らかにしている。わが国におけるTPP推進の背景にあるのが，アメリカ，EUとFTA交渉で合意し，かつ日本のシェアを切り崩しつつある韓国企業の激しい輸出攻勢に対する財界等の恐怖感である。ところが韓国のアメリカとのFTAはいまだ発効しておらず，また関税引下げは，これから先の10年をかけて全廃されるものである。最近の韓国の輸出伸長は貿易自由化がもたらしたものではなく，もっぱらウォン安による。ウォンはこの５年間で対ドル13％，対円で約４割も下がっており，関税率をものともしない競争力を獲得してきた。

そもそも韓国の輸出依存度は54.8％と日本の17.4％（いずれも08年）をはるかに上回っており，内需に対して供給力は過大であり，輸出を志向するしかない産業構造となっている。かつての日本モデル志向からの転換は，97年のアジア通貨危機にともない韓国がIMF管理下に入ったことが大きく影響している。サムソン54％，現代48％，大手銀行７～10割というように主要企業は外国人の株式保有比率が高く，「日本型からアメリカ型へと強制的にモデル転換させられた韓国の経済(注8)」を象徴している。

その韓国経済の実態をみると，財閥系を中心とする大手企業が輸出等で獲得した利益は，株主への配当と役員報酬等として還元され，労働者の実質賃金は07年△1.8％，08年△1.5％，09年△3.3％(注9)と逆に低下を続け，格差が拡大してきた。またウォン安は物価高騰により，韓国国民に数値以上に苦しい生活を強いてきた。大卒の就職内定率も52％（10年）と日本の68％を大きく下回るなど，輸出伸長の恩恵にあずかっているのは一部の大手企業にとどまり，大半の企業，国民にとってはデメリット過多となっている。

第三に，韓国が現在歩んでいる上記第二の道は，小泉構造改革による日本の“いつか来た道”に酷似していることである。02年から08年にかけて「いざなぎ越え」ともいわれる好景気が続いた。小泉政権は01年から06年まで担当し，規制緩和，郵政民営化を看板に，円安誘導による輸出促進を図ってきた。好景気が続いたものの，“実感なき景気回復”といわれるように，大企業の好決算の一方で，賃金の抑制，派遣社員の増大等就労条件の悪化，“シャッター通

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

り”に象徴される地方経済の低迷を招き，あらゆる分野に格差拡大とこれによる社会的荒廃をもたらした。

第四に，その意味では菅政権は小泉政権の“蛮行”をTPPによって後追いしようとしているといえる。小泉政権は円安を背景に輸出を促進させたのに対して，菅政権はリーマン・ショックによる経済環境の激変と円高・デフレ基調の中でこれを推し進めようとしているという意味ではもっとたちが悪いともいえる。TPPに加入しても輸出の伸長は難しい情勢にある一方で，安い輸入品が増え，さらにデフレを加速させ，賃金の圧縮と海外への工場移転にともなう産業の空洞化，海外労働力の移入とさらなる賃金引下げを招きかねない。

「雇用確保」「円高対応」をねらいに，前広でのルールづくりへの参画を期待して，財界のみならず労働界まで引きずり込んでの“日本つぶし”が菅政権によって実行されようとしている。韓国はアメリカの51番目の州と化しつつあり，日本も自ら52番目の州としてアメリカ従属の途を歩もうとしているかの如くである。

b　農業

政府のTPP加入にともなう影響試算によれば，農業生産額は4.1兆円減少し，食料自給率は14％に低下するとともに，多面的機能は3.7兆円の喪失を見込んでいる。さらに農業・関連産業ではGDPが7.9兆円減少するだけでなく，340万人もの就業機会が失われるとしている。品目別では，米での生産減少額１兆9,700億円，生産量減少率90％，同じく小麦800億円，99％，甘味資源作物1,500億円，100％，牛乳乳製品4,500億円，うちバター・脱脂粉乳100％，飲用乳20％，牛肉4,500億円，うち４，５等級０％，３等級以下100％となっている。

別途，北海道が北海道経済への影響試算[(注10)]を発表している。これによれば地域経済損失額２兆1,254億円，雇用喪失17万3,000人，うち農業産出額は5,563億円減少（08年度対比54％減），これに加えて乳業での3,000億円を含めての農業関連産業全体での損失額は5,215億円となっている。

このように米，麦，甘味資源等の土地利用型作物については国際競争力がなく，壊滅的打撃を受けることが必至であり，厳しい鮮度が要求される飲用乳や輸入物とは品質で差別化できている和牛等が，かろうじて生き残り可能とする内容となっている。南西諸島でのサトウキビや根釧原野での酪農等，台風やガスのためにほとんど唯一ともいえる農作物の壊滅は地域産業，さらには地域そのものの崩壊を必然化する。

これらを踏まえて農業にとってのTPP加入にともなう問題点について整理すると，①民主党政権は基本計画で，現在の食料自給率（カロリーベース）40％を50％にまで引き上げていくことにしており，「TPP加入と農業は両立可能」としてはいるものの，農業生産の相当程度の落ち込みと食料自給率のかなりの低下は避けられない，②農業生産の大幅な落ち込みは，農業生産にともなって発揮される多面的機能ととも

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

に，農村コミュニティ，さらには日本文化の喪失にも直結する，③甘味資源等については地域産業，地域への打撃は特に大きく，地域崩壊を招きかねない，④食料自給率の大幅な低下は食料安全保障を大きく脅かすことになる，⑤これまでWTO交渉でわが国が主張してきた「多様な農業の共存」「食料主権」の放棄を意味することになる。

（注７）権・丸山（2011）
（注８）三橋（2011）28頁。
（注９）この間の日本の実質賃金変動率は07年△0.1%，08年△1.9%，09年△1.9%。
（注10）2010年10月25日発表。

（3） 方向

経済のブロック化や通商戦争による保護主義の蔓延が，世界貿易・世界経済の縮小を招き，さらには第二次世界大戦をもたらしたとの認識から，戦後，わが国も含めて貿易の自由化が一貫して推し進められてきた。とはいえ，1948年３月に合意され，結局は批准されずに流産で終わったハバナ憲章（ITO憲章）にはたくさんの例外扱いが盛り込まれていた。その後のGATT，さらにはWTOでも，自由化のレベルを引き上げながらも，各国の事情等に配慮して一定の国境措置は確保されてきた。ところがWTOでの加盟国の一律合意による無差別性の原則により，ドーハ・ラウンドは停滞を続けてきたことから，加盟各国はWTO交渉と併行して，二国間，あるいは複数国間でFTAを締結する動きを加速させてきた。TPPはFTAの一つとして位置付けることができるが，例外規定が盛り込まれることを前提とするWTO，FTAと異なり，関税の完全撤廃，完全自由化を原則とする。

すでにわが国の平均関税率は11.7％と，米等の特定品目を除いて低い水準にあり，食料自給率40％がこれを雄弁に物語っている。TPP加入は，食料安全保障上，あるいは地域経済の維持のためにかろうじて守られてきた米・甘味資源等の存続を困難にする。また韓国の経済実態，あるいは小泉構造改革を振り返る時，貿易自由化・輸出促進は，等しく国民各階層に恩恵をもたらすものではなく，むしろ格差拡大と地方の疲弊を結果してきた。

単純なる貿易自由化＝発展という図式は“幻想”であり，行き過ぎてしまったグローバル化・自由化・市場化を修正して，輸出促進よりも内需拡大によって地域経済の活性化をはかり，食料安全保障や多面的機能の発揮という視点から食料自給率を向上させていくことが必要である。一方で日本の産業全体の発展のためにアジアの成長を取り込んでいくことも重要である。このためにはTPP加入よりもWTOを基本に，中国を入れたASEAN＋３やインド等とのFTA締結を優先し，農業についても「多様な農業との共存」を軸に食料安全保障の確保をはかっていくべきと考える。

3　転換点その３
食料需給の基調変化

（1） 農業をめぐる環境変化

20世紀後半は，生産も順調で概ね穀物相

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

場は安定的に推移してきた。これが06年にアメリカがトウモロコシをエタノール原料として利用するようになったことをトリガーとして，07年，08年と穀物相場は値上がり前の水準の３倍から４倍にまで高騰した。

穀物相場高騰の要因として，①トウモロコシのエタノール原料へのシフトという“食料とエネルギーとの競合”の発生，②中国，インド等新興国での穀物需要増大，③異常気象にともなう干ばつ，洪水等の発生による収量減少，④投機マネーの流入，の四つをあげることができる。

08年９月のリーマン・ショックの発生によって穀物相場は反落したものの，高騰する以前の水準までに戻ることはなく，相対的に高い水準にとどまっていた。①の“食料とエネルギーとの競合”は依然として続いており，食料とは競合しないセルロースの実用までには，まだかなりの期間が必要と見られている。②の新興国での穀物需要の増大は，経済成長によって途上国から新興国へと移行する国が続き，さらに穀物需要は増大することが予想される。③については，地球温暖化説と寒冷化説とが対立していることからしても，不安定な気象，すなわち異常気象は当面続くとみるのが妥当である。④の投機マネーは，リーマン・ショックでいったんは商品市場から退出したものの，資金余剰に変化はなく，機を見て商品市場への流出入を繰り返すことは必至である。このように①，②の構造的需給逼迫要因によって20世紀の食料余剰基調は，06～08年に逼迫基調に転換するとともに，③，④という変動要因が加わって増幅される構図となっている。07，08年の穀物相場高騰は“はじめのはじまり”で，今後とも，ちょっとした材料で穀物相場は高騰と下落を繰り返しながら，価格は上昇トレンドを描いて推移するものとみられる。

(2) 方向性

食料需給がさらに逼迫基調を強めれば，輸入によって安定的な食料の確保をはかることは難しくなるばかりでなく，畜産等でのコスト上昇にも直結する。

07，08年の穀物相場高騰の時には，輸出規制を行う国が相次いだ。輸入大国日本は食料サミットや洞爺湖でのＧ８サミットで輸出規制の廃止を主張したものの，大方の賛同は得られなかった経過がある。輸出国は穀物が不足すれば輸出よりも国内供給を優先するのは当然で，そもそも食料安全保障についての世界の認識は，途上国を対象にしての支援を重点にとらえていることが浮き彫りとなった。仮に日本が金にまかせて大量な穀物の買い付けに入れば，途上国は騰勢を強める食料を購入することが困難となり，暴動等を引き起こしかねないなど，日本は国際的な非難を受けることは免れない。基本的に自国の食料は自国で調達するという世界の“常識”に沿って，食料安全保障をしっかりと踏まえた持続性の高い農業生産を振興していくことが求められる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

4　三つの転換点からの農業・農村の位置づけ

(1)　この国のかたち

東日本大震災による地震・津波・原発事故という巨大複合災害からは，大規模・集中型からの地域分散，首都圏一極集中の是正，“想定外”を許さない本質的かつ徹底した安全・安心の確保，“浪費経済”からの離脱等が導かれる。

TPPによる貿易自由化からは，韓国の経済実態，小泉構造改革がもたらした弊害等から，行き過ぎた貿易自由化は一部輸出企業にメリットはあっても，大半の企業や国民にとってはデメリットのほうが大きい。貿易立国，輸出主導型ではなく，内需主導型の産業構造をめざすべきことが示唆される。

そして食料需給の逼迫基調への転換は，もはや基礎食料の海外依存が許される環境ではなく，基本的に自らの国が必要とする食料は自らが供給していく，食料安全保障が基本であることを示している。

これら三つの重大な局面が転換点として示唆するところはいずれもきわめて本質的であり，これら全体を統合・総合しての対処が求められるという意味では，まさに国のあり方，“この国のかたち”が問われているといえる。これらを統合的に整理して“この国のかたち”を考えてみると，行政・企業本社機能等が首都圏に偏在し，首都圏と地方，都市と農村の片務的な関係をもたらしていることから，行政・企業本社機能等を分散させてリスクの低減をはかると同時に，地方・地域内での人・物・金の循環を活発化させ，地方の活性化をはかっていくことが必要である。そして原発から自然再生エネルギーへのシフトを強めていくことは，国際社会そして未来世代に対する責任であり，太陽光，風力，小水力発電等の自然再生エネルギーへのシフトは，原発による大規模集中型から小規模分散型への移行をも意味する。さらには食料安全保障をも含めたくらしの安全・安心等を確保していくためには，エネルギーや食料にとどまらず，福祉，さらには医療，教育をも含めて極力地域で自給していくことを基本とする。

首都圏と地方との関係を地域レベルも含めてあらためて整理してみれば，これまでは首都圏が中心としてあり，地方・地域は首都圏に依存する一方で，首都圏は原発に象徴されるように地方・地域にリスクを押し付けて便利さだけを享受するという，地方・地域の犠牲の上に成立してきた。これを機にこうした首都圏を頂点とするわが国のヒエラルヒー構造を転換して，首都圏と地方とを対等の関係に位置づけなおすことが必要になり，地方はいくつかの地域自給圏によって構成されることになる。自給圏は相互にネットワークでつながれ，それぞれの自給圏では十分に自給できない部分を相互にカバーし合うことになる。そして地域自給圏は集落を基礎単位として，いくつもの集落の集合体として構成される。住民は集落・地域コミュニティを中心に地域自

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

給圏の中で，主体的に参画し，極力自らの力で暮らしの安全・安心を確保していくことになる。

すなわち“この国のかたち”は，地域分散，地域循環，地域自給を基本にした，自ずと内需主導型の持続的循環型社会ということになる。まさに「『(経済) 成長』ということを絶対的な目標としなくとも十分な豊かさが実現されていく社会(注11)」である定常型社会がめざすべき方向となる。

(注11) 広井 (2001) i 頁

(2) 農業・農村の位置づけ

こうした持続的循環型の社会＝定常型社会では，食料安全保障の確保は国の基本であり，米をはじめとする土地利用型農業がしっかりと位置付けられ，かつ持続的循環型農業により安全・安心が担保されるためには水田に加えて畜産，さらには野菜・果樹等を含めた地域有畜複合経営が必須となる。

またエネルギーの自給度を向上させていくということからすれば，菜の花をはじめとするバイオマス資源作物を地域有畜複合経営の中に組み込んでいくとともに，畜産糞尿を利用してのバイオガスプラント，水流を利用しての小水力発電，木材等によるバイオマス，さらには太陽光発電，風力発電等の，農村にある地域資源をフルに生かしての取組みが求められてくる。

これらの営農活動をつうじて農業の多面的機能を大いに発揮させていくことになるが，特に景観，食文化・伝統芸能等を維持・復活させていくことが大切である。これらは営農行為と農村コミュニティがあいまって形成されてきたものであり，農村の風土を形成し農村の魅力を生み出してきた。そして農村の魅力が地域性を醸し出すとともに，わが国の風土・文化を形成してきた。ところがグローバル化・自由化・市場化の進行は，農業をもっぱら産業として語ることしか許さなくなってしまった。今後，都市と農村との交流，さらには都市から農村への人口還流をすすめていくことも必要であるが，景観，食文化・伝統芸能等がこのためにも大きな役割を果たしていくことが期待される。

5 日本農業が抱える基本問題

(1) 基本問題

日本農業の方向性について今少し具体的に述べておきたい。低食料自給率，担い手不足，農村の活力低下をはじめとする，わが国農業が抱えている基本問題について，ここで体系的に解説するスペースはないことから，現在，よく議論の対象とされている論点四つについて，筆者の考えを手短に述べておきたい。そして (2) でこれら以外の基本的問題について触れておくことにする。

論点の第一は，「日本の食料自給率は低くない。カロリーベースではなく，金額ベースで判断すべきではないか？」である。

食料自給率には，カロリーベース，金額ベース等あり，一般的に使われているカロリーベースでは40％（09年概算値）に対して，金額ベースでは70％と，30％もの大き

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

な開きがある。したがってカロリーベースでは先進国の中では最低水準に位置することになるものの，金額ベースでは「日本は世界５位の農業大国[注12]」となる。このギャップは土地利用型農産物で単価の低い小麦，トウモロコシ，大豆等のかなりの部分を海外，特にアメリカから輸入していることによる。すなわち野菜・果樹等のほうが付加価値が高いことから，技術集約的な作物は国内で生産し，飼料や油糧作物，小麦粉等は海外に依存するという国際分業化を推し進めてきた結果である。食料安全保障上はカロリーの高い穀物が必須であることからすれば，カロリーベースでの食料自給率を引き上げていく必要性があるとすることは妥当である。

第二は，兼業農家が「規模化・専業化を阻害しており，兼業農家の農地を専業農家に集積すべきではないか？」についてである。

作物別での主業農家比率（05年）をみると，米38％，野菜82％，酪農95％，肥育牛91％，豚92％となっており，米の主業農家比率は異常に低くなっており，米の３分の２弱は準主業農家・副業的農家を主とする兼業農家によって生産されていることを示している。これをもって，兼業農家は農地を売却するタイミングをにらんで形だけの稲作をしているのみで，結果的に規模拡大を志向している農家への農地の集積を阻害している，との批判が根強い。こうした農家の存在を全面的に否定することはできないが，大半の農家はむしろ低米価で推移していることから米生産だけで経営を維持していくことは困難であるため，兼業による農外収入によって生活費を確保し，稲作経営の赤字部分を補てんしながら稲作を続け，農地を守っているというのが実態である。米の専業農家，大規模経営は成り立ち難いところに根本問題があり，ここでも経済原理が働いているが故に農外収入を前提に米生産が継続されており，米の主業農家比率は低くなっていると考えるべきである。

第三が「米の減反は止めて自由に作らせ，国内で余剰になった米は輸出すべきではないか？」である。

減反を廃止して自由に作付けさせれば，米価の下落は必至である。仮に9,500円／60kgの米価水準になったとして保税納入価は10,450円／60kg前後となる。中国での国内販売価格は輸出入費用等が上乗せされてその1.9～2.2倍の336.1～381.4円／kgとなり，中国産日本品種価格の約140～200円／kgとは約２倍もの価格差が存在[注13]する。今後，急速な元高がすすめばともかくとして，当面は日本で発生した余剰米を中国に大量に輸出できるとは考えにくい。

なお，この第三の議論は第四とセットでなされているものである。仮にある程度中国への輸出が実現したとすれば，“高い米”は輸出し，国内の低所得層は安い輸入米を食べるということになろう。

そして第四は，「関税は撤廃して価格は市場に任せ，農家へは直接支払いで補てんすべきではないか？」である。

米の国際相場と国内価格との価格差は大きく，米の関税を撤廃すれば大量に安い輸

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

入米が流入してくる可能性が高く，これに連動して国内の米価格も大幅に値下がりすることは間違いない。これに対して価格の値下がりは消費者にとってはメリットであり，値下がり分（輸入価格との差額）は直接支払いによって補てんすればいいとされる。仮に国際相場を60kg当たり3,000円，国内価格を14,000円とし，900万トンを生産するとすれば，差額補てんに１兆6,500億円と，平成22年度農林漁業予算（概算）の67％を要することになる。財政が逼迫している現状，再生産に必要な十分なる補てんは期待できず，稲作が重大なる影響を被ることは避けられない。

（注12） 浅川（2010）

（注13） 藤野（2010）57頁。なお，53頁では，現状，「中国での日本産米の小売販売価格は約1,400～1,500円／kgと，現地産日本品種約140～200円／kgの約10倍」であることが報告されている。

（2） その他

これらに加えてさらにいくつかの基本問題をあげておきたい。

環境条件の面でいえば，第一にピーク・オイルを迎えつつあるとともに，肥料資源の枯渇化が進行している。農業の近代化にともない，石油なしで農機具，ハウス施設等を稼働させることはできず，またリン鉱石等の購入肥料なくして営農継続は困難な農業となってしまった。石油代金やリン鉱石の値上がりはコストアップを招き，経営収支を圧迫している。

第二に，世界的には食料需給は逼迫基調に転換しているものの，日本は食料自給率が低下する一方で，約４割もの米生産調整を実施しており，農地の余剰化が進行している。転作への努力は積み重ねられてはきたものの，転作作物の定着度合いは低い。すでにわが国の人口はピークを打ち，2045年前後には人口が１億人を切り，今世紀末には人口の半減が予測されている。１人当たりの米消費量の減少傾向に歯止めがかかっていないことも合わせると，米生産調整を５割，６割にまで引き上げざるを得なくなる状況は目前に迫っている。

第三に，口蹄疫や鳥インフルエンザ等疫病の感染リスクが拡大していることである。飼料だけでなく，労働力，見学等も含めて，人，物の国境を越えての行き来は拡大する一方であり，また野鳥の飛来のように如何ともしがたい要素もある。すでに疫病発生を前提とした畜産経営なり対策が求められるようになっている。

次に環境条件以外の面では，第一に，収益性の低下があげられる。ピーク時（84年）に11.7兆円あった農業総産出額は08年には8.5兆円にまで減少しており，農家の収入減，経営悪化に直結するとともに，後継者が確保できない最大の要因ともなっている。

第二に，集落機能の低下である。新規就農者の減少，高齢化の進行によって担い手が減少する一方で，定年帰農等による都市から農村への人口移入は増加してはいるものの，これをカバーするまでには至っていない。水利施設の維持が困難になってきているところや，祭り等を取りやめるところが増えてきており，農村の活力低下を招いている。

第三に，消費者の安全・安心に対する関

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

心は高まってきたが，原発事故による農産物の放射能汚染による風評被害も手伝って，国内農産物の安全・安心に対する不安は増幅している。さらには海外での日本の農産物を見る目はきわめて厳しく，日本からの輸出はほぼストップ状態にある。

6　日本農業の方向性

日本農業が抱えている基本問題をも踏まえて，あらためて歴史的な転換期における日本農業の方向性について整理しておく。

まず押さえておくべきは，第一に食料の安全保障である。このためには今後とも増加が見込まれる余剰水田を活用して，飼料米，飼料イネに加えて水田放牧による，水田の本格的な畜産的利用の拡大が求められる。あわせて基盤整備によって田畑輪換が可能とされるところでは米と小麦，大豆等の輪作を推進していくことにより，土地利用型農業を確立していく必要がある。

第二に食料，エネルギー，福祉，医療，教育についての自給圏を確立し，自給・自立をベースとした相互扶助の世界の再構築，地域コミュニティの再生を目指していくことである。このため地域有畜複合経営によるバイオガスプラントや菜の花をはじめとするエネルギー作物の生産等をつうじての地域内循環の創出，小水力発電による地域資源の有効活用等をはかり，農業政策と地域・環境・エネルギー政策を一体化していく。これを支えていくために直接支払いは，生産とは切り離してデカップリングされた「地域資源管理者への直接支払い」を中心に整理していく。また地域循環を促進するとともに付加価値を造成していくために地産地消や農商工連携による第六次産業化への取組みが欠かせない。

第三が，第二とも絡んでいるが，産業としての農業にとどまらず，農村コミュニティを重視した地域営農を推進していくことが必要であり，このためにも担い手は大規模農家だけではなく，多様な担い手が必要である。基本的に米・畜産等の土地利用型農業は大規模・専業農家が，野菜・果樹・畜産等の高度技術集約型農業は中規模・専業農家が，そして小規模農業を多くの自給的農家と定年帰農等の市民参画型農業が担っていく。そして地域農業は，専業農家と兼業農家等によって，集落活動をも合わせた「社会的協同経営体[注14]」として集落営農によって展開されることが望ましい。あわせて集落営農の法人化によって従業員として若者等の新規就農を可能にしていくことが求められる。

第四が，本質的な安全・安心への取組みであり，その徹底である。このためには持続的循環型農業や家畜福祉への取組みを強化していくことが絶対要件となる。有機農業を含む環境保全型農業への取組みが必須で，これが多面的機能の発揮とともに，生物多様性を促進させていくことにもつながる。また感染症等を防止していくためにも家畜が健康で免疫力を高めていくことが必要で，このためには放牧への大々的な取組みと，これを含めた動物の生理に沿った

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

飼育等方法を尊重する家畜福祉に力をいれていくことが欠かせない。

そして第五が，都市と農村との交流，都市から農村への人口還流を誘導していくことである。消費者が農家による農業生産を支え，農家が消費者の食料安定供給と，安全・安心，健康を支える関係を，太く，広く展開していくことが必要である。この象徴的存在として都市農業を位置づけることが可能である。都市農業をきっかけにして，消費者と生産者，都市と農村の関係を，もっと身近で直接的なCSA（Community Supported Agriculture；地域で支える農業），さらには「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ地域農業」であるところの地域社会農業(注15)としていくことが望まれる。CSAそして地域社会農業をつうじて都市と農村の交流から，若者の就農による都市から農村への人口還流へとつなげ，この先に国民皆農や使用しなくなった民家や学校等を活用しての日本版ダーチャ等も展望しながら，農業振興と同時に，景観，食文化・伝統芸能等をつうじて農村のにぎわいと誇りを取り戻していくことを期待したい。

（注14）楠本（2010）
（注15）吉田（1985）

おわりに

大震災と原発事故，TPP，そして食料需給の逼迫基調への転換は，“この国のかたち”を根底から大きく揺さぶりつつある。今に生きる我々は，まさに後世に何を残していくのか，すなわち“GDP信仰”にもとづくグローバル世界の中の果てしなき競争社会か，それとも「『農ある地域』からの国づくり」による農と自然，伝統文化が息づいた人間優先の社会か，決断を迫られているといえる。“失われた20年”の間に，我々は社会的共通資本の多くを失い，そしてワーキングプアと無縁社会を生み出してきた。時代は，格差社会を必然化する経済的“豊かさ”ではなく，“幸せ”を実感できる社会へと舵を切り替え，国民自身による“未来世代への責任“と”国際社会への責任“を果たしていくことを促していると考える。その際に農業・農村の存在が決定的な役割を果たすことになることを最後に繰り返し強調しておきたい。

<参考文献>

・浅川芳裕（2010）『日本は世界５位の農業大国』講談社
・内橋克人（2003）『もうひとつの日本は可能だ』光文社
・楠本雅弘（2010）『進化する集落営農』農山漁村文化協会
・権寧勤・丸山茂樹（2011）「韓国における自由貿易関連協定交渉をめぐる動向」『季刊にじ』(2011春号) JC総研
・蔦谷栄一（2004）『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
・蔦谷栄一（2009）『「農ある地域」からの国づくり』全国農業会議所
・広井良典（2001）『定常型社会』岩波書店
・藤野信之（2010）「米輸出の動向と展望」『農林金融』12月号
・三橋貴明（2011）『サムスン栄えて不幸になる韓国経済』青春出版社
・吉田喜一郎（1985）『地域社会農業』家の光協会

（つたや　えいいち）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

国産材流通と森林組合連合会のコーディネート機能

専任研究員　秋山孝臣

〔要　　旨〕

1　従来わが国の国産材流通において森林組合系統はその中心的役割の一つを担っていた。しかし，その各県における共販市場を通ずる流れは，多段階で高コストかつ量的な制約があるといった問題点を有しており，その取扱量は減少傾向にあった。

2　近年，森林組合系統を通ずる木材流通に大きな変化が生じつつある。その変化をうながしている要因の第一は，国際的な木材需給のひっ迫，国産材価格の低下等から，従来外材の利用を中心としていた国内大手住宅メーカー，大手木材加工場等に，国産材を見直す動きが生じていることである。第二の要因は，国の林業政策として木材の大量生産・大量流通を促進する政策がとられていることであり，特に，木材生産・流通の効率化を目的とした「新生産システム」により，各地に大規模木材加工場の建設が進められたことである。

3　そうした需要者側ニーズの大規模化に対応するためには，従来の森林組合のエリアを越えて，森林所有者と大規模木材加工場をつなぐ「コーディネーター」の役割が重要であり，近年，各県の森林組合連合会がその役割を果たすようなケースが見られるようになっている。そうしたケースの場合，連合会が仲介役となって大手木材加工場と長期的な木材供給契約を締結し，山土場等で仕分けられた木材を直接木材加工業者に供給するといった形態で流通の効率化がはかられている。

4　県森林組合連合会によるコーディネーター機能の実例をヒアリングした結果，連合会が主体となって地域の木材加工業者を統合し大規模化しているケース，県域を越えた複数連合会が協調しているケースなど，近年，各地において様々な取組みが進められつつある。しかし，依然残された課題も多く，今後は，①需要者側が望む量の確保のためには，より多くの山林所有者に長期契約のメリットの理解を求め，その浸透を図ること，②森林組合作業の年間平準化等により，安定的な供給体制を構築すること，③効率的な流通網の形成等によるコスト削減など，収益性の改善が必要であること，④特定業者への出荷の過度な集中によるリスクにも一定の配慮が必要であること，等が課題となろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　森林組合系統の共販事業
2　流通構造に変化をもたらした要因
（1）　木材需給構造の変化と国産材需要の増大
（2）　森林・林業再生プラン
3　国産材流通の変化
4　連合会による流通効率化の事例
（1）　A県森林組合連合会
（2）　B県森林組合連合会
（3）　C県森林組合連合会
（4）　D県森林組合連合会
5　今後の課題
おわりに

はじめに

森林組合系統が中心のひとつを担ってきたわが国の国産材流通システムは，従来その多段階で複雑な構造による効率性の低さが指摘されていた。しかし，近年その複雑な流通構造にも変化の兆しが見られ，効率化の動きが生じつつある。本稿は，そうした流通構造の変化に対して森林組合系統がどのような役割を果たしているか，また今後にどのような課題を有しているかを論じたものである。

以下では，まず，「1　森林組合系統の共販事業」において従来の国産材流通システムにおける森林組合系統の役割を概観する。次いで，「2　流通構造に変化をもたらした要因」においてそうした従来の流通構造に変化を促している二つの要因を述べ，「3　国産材流通の変化」で，近年生じつつある変化の内容と，その中で森林組合系統，特に県段階の森林組合連合会が果たしている役割を見ていく。また，「4　連合会における流通効率化の事例」においては，いくつかの森林組合連合会に対して行ったヒアリングの結果を紹介し，「5　今後の課題」においては，そうしたヒアリングを通じて浮かび上がってきた今後の課題を考えてみることとしたい。

1　森林組合系統の共販事業

森林組合系統は，2008年末現在，全国で，組合員数158万人，森林組合710組合，森林組合連合会46連合会および全国森林組合連合会で構成されている。組合員所有森林面積は概ね1,100万haで，全国2,500万haの44％を占めている。

森林組合の総事業取扱高は，96年の4,006億円をピークに減少傾向にあり，08年には2,616億円(注1)に低下している。販売部門のなかの林産事業（素材生産事業）の取扱高は，96年の623億円から一貫して減少傾向にあり，08年は364億円と大きく減少している。

森林組合連合会（以下「連合会」という）の経理区分は，指導，販売，加工，購買，利用，金融となっており，共販事業は販売事業のなかに含まれる。主に森林組合が林

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

産事業で生産した原木が，連合会の原木共同販売事業，つまり共販事業にかけられる。共販事業を中心とする販売事業は連合会の収益の中心となっており，08年度の全国の連合会の事業総利益，合計7,620百万円のうち46.8％の3,563百万円が販売事業によっている。

都道府県森林組合連合会で実施している共販事業活動は，93年には37府県連合会の111共販所で行われており，取扱高はピークの306万㎥を示した。しかし，08年には，31府県連合会の91共販所にまで減少し，取扱高も232万㎥にまで落ち込んでいる。国産木材の共販所を通ずる流れを示したものが第１図であり，この共販市場を通ずる流通には以下のような特色がある。

木材は工業製品と違って１本１本個性があり，大きさ，長さ，曲がり方，目の詰まり方等，多様である。共販所では，それらの中から，製材所等が使いやすいように，品質の同じようなまとまりをひと山とすることにより，よく吟味して購入できる形にして販売している。その結果，販売手数料のほかに「椪積（はいづ）み手数料」（ひとつの山に積み上げる手数料）等がかかることとなり，コスト高の一因となる。また，一つの共販所で扱われている木材の量は比較的少量であり，中小の地場製材所にとっては好都合な面もあるが，均質な材を大量に必要としている大規模加工場や大手ハウスメーカーの需要に応えることは難しい。それらのユーザーにとっては，大量に安定的に入手可能な外材がニーズの中心とならざるを得なかったものといえよう。

第１図　共販所を通ずる従来の国産材流通

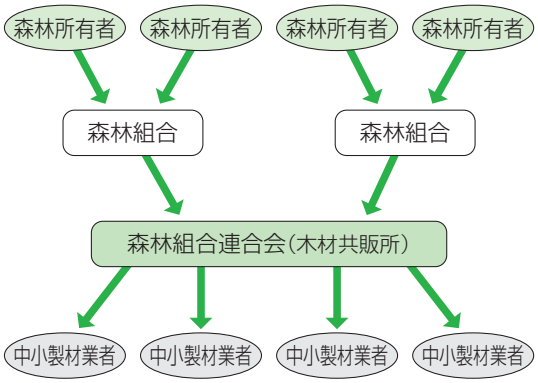

（注１）林業の国内総生産は，2008年は4,344億円（国内総生産の0.09%）であり，ピークは2000年の8,865億円であった。（2010年版『森林・林業白書参考資料』）

2　流通構造に変化をもたらした要因

こうした国産材流通システムに，近年，変化の動きが生じている。その背景となっているのは，大きく以下の２つの動きである。

(1)　木材需給構造の変化と国産材需要の増大

近年，中国，中東等の木材需要の急激な増大から，木材需給は世界的に逼迫傾向にある。また，ロシアなど木材輸出国においては，高付加価値化や環境保護等の観点から丸太輸出を制限する動きを強めている。その結果，我が国はかつてのように外材を自由に輸入することが難しくなってきた。そうした量的な問題に加え，国際木材価格の上昇や，為替相場等によって変動する外

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

材価格の不安定性も問題となっている。

一方において国産材価格は低下傾向を続け，価格的にも外材に対して一定の競争力を持つようになってきた。また，「国産材」の使用が消費者に対して訴求力を有することもあり，住宅メーカーにおいては中長期的にみて国産材を一定量確保していくことが必要との見方もでてきている。

これらの動きを受け，近年国産材に対する需要は底堅い動きを示し，自給率も02年の18.2％を底に07年22.6％，08年24.0％，09年27.8％と上昇してきた。

木材需給をみると，09年の木材総需要量は新設住宅着工の45年ぶりの80万戸割れを受けて63,210千㎥（前年比△18.9％）と大幅減になった。うち，国産材は17,587千㎥（前年比△6.1％），外材は45,622千㎥（前年比△23.0％）と外材が国産材に比べて大幅に減少した。部門別では製材用が，需要全体の37.2％を占め23,513千㎥（前年比△13.3％）で，国産材が前年比マイナス7.8％にとどまったのに対し，外材はマイナス17.8％と大幅に減少した。また，TPP（環太平洋経済連携協定）で最大の打撃を受けると見られる需要量全体の12.9％を占める合板は，総数8,163千㎥（前年比△20.5％）のうち，国産材は1,979千㎥（前年比△7.4％），外材は6,184千㎥（前年比△24.0％）とこれも外材が国産材に比べて大幅減少となった。合板用木材の自給率は2000年の1.0％から09年の24.2％へと急速に上昇している。

こうした国産材需要の（相対的）増加は，大手ハウスメーカー，木材業者等において，従来の外材利用から国産材へのシフトが生じていることを物語るものである。その結果，森林組合系統をめぐる国産材の流通システムは，少量多品種に対応した共販システムから，より大量の国産材を大ロットで安定的に供給する仕組みが求められるようになりつつあるものといえよう。

(2) 森林・林業再生プラン

こうした需要面における変化に加え，林業政策の動きも流通構造の変化を後押しする大きな力となっている。今後の林業政策の基本とされる「森林・林業再生プラン」では，10年間で木材自給率を50％に上昇させ，我が国に先進国型の低コスト林業を確立することが目標とされている。同プランの中では，国産材流通コストの削減が重要な課題であるとされ，現状では需要者，供給者双方ともに必要な情報が得られておらず，需給のミスマッチが生じていると指摘されている。そうした問題意識に基づいて昨年度まで推進されていたのが「新生産システム」である。「新生産システム」は，「10万ha以上の森林面積を有するモデル地域において，川上から川下に至る一連の事業者（森林所有者，森林組合，林業事業体，木材流通・加工業者等）が，経営コンサルタントの支援の下に林業採算性の改善と地域材需要の拡大に向けた合意形成を図り，地域材を対象とする木材取引協定の締結により年間概ね５万㎥（原木換算）以上の木材供給体制の構築・施業コストの削減・森林整備の推進等を図る取組」（林野庁ホームページ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

のことであり，そうした取組みにおいては，国産材生産者を組織化し，需要者との連携をはかる「コーディネーター」の役割が極めて重要となることが明確となった。特に，こうした大規模な取組みの場合，森林組合の枠を超えた調整が必要となり，連合会の役割が極めて重要になっている。従来，共販所という「場」の提供によって需要者と供給者を結びつけていた連合会は，より積極的に両者の関係を調整する役割が求められることとなりつつあるものといえよう。

3　国産材流通の変化

これらの動きを受けて，近年木材の流通は大きく変化しつつある。第２図が森林組合系統において近年新しく台頭してきた流れである。山に近い川上の方では，原木市場を通さない流れが生まれている。これは，年間原木消費量が10万㎥を超えるような大規模な木材加工場が各地に出現してきていることが背景にある。こうした規模になると，原木市場が仕分けるロットでは間に合わず，山から丸太を直接仕入れ，自社で仕分けることも頻繁に行われている。これらが「新生産システム」でできた大規模加工場に対する直送の動きである。低コストでの流通を考えれば，高コストで複雑な従来の流通から，直送への動きが起こるのは必然的なこととともいえよう。しかし，こうした大規模流通が円滑に行われるためには，生産者と大規模加工場をつなぐコーディネーターの存在が不可欠であり，まさに連合会がそうした役割を求められつつあるものといえよう。

第2図　新たな国産材流通の流れ

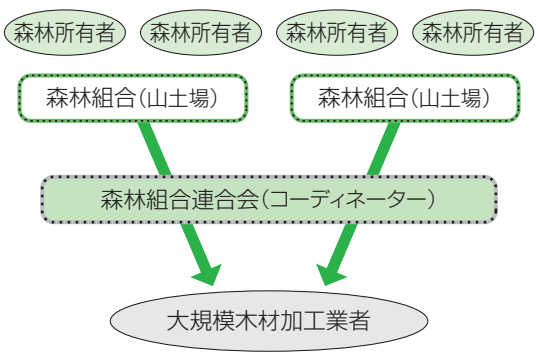

原木市場での調達が減少した結果，山土場，中間土場(注2)などで仕分ける材が増加している。それらが工場への直送分となり，安定供給と流通コストの低減を図るという流れも現れている。選木や仕分けなどの効率化や，輸送効率の向上など物流コストの軽減が図られており，併せてそれらの物流に必要な路網整備の検討が進められている。山側から需要者側へ，計画的で安定的に原木を供給するためには，輸入材流通に匹敵しうる効率的な流通システムの構築が必要である。大口需要に対応した安定供給ができるような，物流拠点間のネットワークの構築が必要であり，また，山元側の原木供給を取りまとめることにより，山元側と大規模木材加工場等大口需要者を結ぶ協定の締結を推進する必要がある。中間土場の適正な配置により，ロットの確保や仕分け，検知作業等による価値の付加と輸送の効率化を推進することも必要となる。これらの役割に連合会がコーディネーターとして取

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

組むという動きが徐々に始められつつある。

（注２）土場とは「木材の輸送や保管のために利用する木材の集積場所」（「森林・林業辞典」）。

4　連合会における流通効率化の事例

流通コーディネート機能について，そうした取り組みを開始しているいくつかの連合会でヒアリングを行った。その概要は以下のとおりである。

(1)　A県森林組合連合会

A県森林組合連合会（以下「A県森連」という）は比較的小規模の連合会であるが，近年，大規模加工場が管内に設立されたことをきっかけに，従来の共販のみではニーズに対応できないという問題が生じた。そうした問題への対応を検討した結果，A県森連がコーディネート機能を充実させ，需要者のニーズをダイレクトに山元へ伝え，山元での立木在庫管理を徹底させることが必要との結論に達し，09年２月から，大手加工場と直送販売方式での取引を開始するに至った。開始に際しては，A県森連と加工場の担当者で森林組合等の施業団地ごとに現場を訪問し，山土場においての仕分け・検知作業の定着と，需要者のニーズにあった造材指針と規格基準の周知に努めた。

こうした協定価格に基づく原木直送体制を推進するためには，森林組合と多くの森林所有者を説得することが極めて重要であり，その際には，①協定により価格，販売量が取り決められ，安定的な素材生産が可能となること，②A県森連に販売窓口を１本化し，ロットをまとめることで価格交渉力がつくこと，③一時的に協定価格が相場を下回ることもあり得るが，年間を通じての総売上高を安定化することが可能であること等を説いた。

結果として，協定価格の方が相場価格より高かったこともあり，直送は増大した。A県森連の09年度年間木材販売量は取扱量２万５千㎥のうち直送が5,500㎥となり直送比率は22％となった。10年度の目標は取扱量３万㎥のうち10千㎥，直送比率33%としているが，ほぼ達成の見込みである。

直送の開始により，ユーザーニーズのより直接的な把握が可能となったが，その優先順位は１品質，２量，３納期，４価格であり，一定の品質の材の安定調達が可能であれば，価格は多少高くてもいいというスタンスであった。こうしたユーザーニーズも踏まえた今後の課題は，①買い方が求める規格に合った分別仕分けを，山土場においていかに低コストで実施できるか，②需要者が期待する年間を通しての平準的供給をいかにして実現するか，すなわち梅雨や降雪期などの天候条件や森林組合内の林産事業以外の業務との調整等を克服し供給時期が全体として途絶えないように対応する必要があるという点である。

(2)　B県森林組合連合会

B県森林組合連合会（以下「B県森連」という）は比較的大規模な連合会である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

B県森連では，原木の取扱量を増やすため，従来の共販所における市売に加えて，04年より市売りを介さない山土場からの製材工場直送（「システム販売方式」と呼んでいる）による販売を開始した。05年には「木材ネットワークセンター」を創設し，06年から需要先との価格協議を四半期ごとに実施し，安定供給に基づく一定価格の決定に努めた。この取組みにより，需要先からの情報を山元へ的確に伝えるとともに，山土場，中間土場での造材・仕分け・検知指導を徹底し，「売れない材を生産しない」ことに努めている。その他，森林組合職員の意識改革について「森林評価測定士(注3)」研修を通じて人材育成にも積極的に取り組んでいる。

生産・流通コスト削減のため，山土場・中間土場の確保や需要先別の仕分け・検知を徹底し「売れない材を生産しない」ことの重要性を理解させるために，森林組合や素材生産業者の現場技術者に指導・教育を実施することが重要としている。

06年度から「森林評価測定士」の認定制度を開始し，10年12月末現在では198名の認定技術者を養成している。

（注３）原木の造材，仕分・検知にかかわる課程の教育・研修を受け，認定資格を得た者。

(3)　C県森林組合連合会

C県森林組合連合会（以下「C県森連」という）は比較的大規模な連合会である。

C県森連は森林組合や地場の木材市場等で構成する24事業体の中心として06年にK製材を設立した。設立に際し共販所を廃止し，K製材への直送を基本とした原木販売にシフトした。

K製材はスギラミナ(注4)とスギ間柱を主軸に生産していることから，供給する原木の規格も単一であり効率的である。K製材においては，１年目は年間数量で協定書を結んでいたが，月ごとの供給量が安定するよう３か月ごとに数量，価格を決めることとした。

今後の課題としては，協定の価格より市況が好調になると原木の確保が困難となる傾向があり，安定供給にとって課題となっている。また，大工場１社への原木の集中販売は，製品の販売不況が続くとそのあおりをまともに受けることから，工場への供給価格・数量の決定が難しく，原木の棲み分けをいかに円滑に行うかが課題である。

直材の安定供給のため，３か月ごとに協定価格を見直すとしているが，契約してから伐り出すまでに平均３か月はかかるため，実際には途中で価格が変わったとはなかなか言えない。市況の変動にかかわらず一定の単価で入れるのは難しく，協定価格が市況より安く，いわばマイナスの時には，他県から数万㎥も集めなければならなくなることもあり，市況より高いときにはいくらでも入ってくる状況にある。

C県森連は，共販所を廃止し，K製材を始めた後の新たな経営方針は現在検討中である。加工場の経営としては年間10万㎥を超えないと利益が出づらく，今は赤字基調である。10年の実績は９万㎥であるが，将来的には利益が出てくると考えている。共

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

販所は１か所数百万円の利益があり，共販所をやめたことで新たなK製材という新規事業ができたものの，このK製材の事業は，仕入単価と販売価格が決まっているので利益は少ない。人件費を入れればほぼ収支均衡といった状況である。しかし，森林組合は協定取引で価格が安定することで提案型施業がやりやすくなった。C県森連は今後は需給をつなぐ等の情報を発信することを主たる機能としたいと考えている。

（注４）集成材を構成する板材のこと。

（4） D県森林組合連合会

D県森林組合連合会（以下「D県森連」という）は比較的小規模の連合会である。

04年秋から我が国のリーディングカンパニーであるHベニヤと供給協議を重ね，05年１月より供給開始した。近隣県森連と数量，規格，価格等の協議を開始。06年４月よりD県森連を窓口として近隣５県森連が連携して，スギ，カラマツを主体に供給を開始。現在はさらに２県森連も加わって，供給を実施している。

D県森連を窓口として７県森連が連携して供給している。価格等の交渉は交渉力アップを狙って，すべての供給県森連とHベニヤが一堂に会し，定期的に行っている。供給量は確実に増加している。Hベニヤは外材から国産材への原料の転換を進めている。本取組による安定供給体制への信頼度が増した結果である。

今後の課題・展開方法は，国産材化に対応する安定供給の確立であり，県内森林組合や伐採業者の育成と機械化の推進である。また，他ブロックの県森連との連携強化と県内森林組合との情報共有を図り安定供給体制の確立を目指すことである。また，D県の森林組合系統の協力も課題になっている。つまり，直送体制の強化と県森連と組合が共通意思を持つことが重要であり，森林組合系統の一体化が必要である。D県は新しい木材流通システムへの転換が必要であり，併せて組合経営方針の変革も必要としている。

HベニヤN工場は昨年100％国産材化を宣言し，実際に国産材比率を８割以上まで引き上げた。D県では管内の国産材資源を有効活用するため，向こう10年で14万㎥の生産量を30万㎥へ増産する計画である。

HベニヤN工場の納材規格と納材価格に関して（聞き取りは11年１月25日）は以下のとおりである。

A材(注5)価格は平均12,500円/㎥であり，A材は原木全体の約３割程度である。主に地元の製材所が買い付けている。B材については，主に合板用としてHベニヤN工場へ納材している。Hベニヤの納材価格が共販所の底値となり，併せて平均的な間伐材の価格となるので森林組合の提案型施業の目安となる。例えば，運搬費を1,500円/㎥，HベニヤN工場の納材価格を11,000円/㎥とすると，11,000円－1,500円= 9,500円が森林組合の出材価格になり，森林組合の伐採費用等が8,500円/㎥なら山元手取りは1,000円/㎥となる。納材金額が決まっているから提案型施業はやりやすい。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

（注５）曲がりの少ない直材である良材がA材であり，曲がりが大きくなるに従ってB材，C材と価値は下がっていく。

5　今後の課題

４事例を取り上げたが，すべて森林組合や近隣の連合会の連携により，大規模加工場へ大量の国産材を直送している例である。連合会の流通コーディネート機能の発揮は端緒についたばかりであるが，森林・林業再生プランでも流通コーディネーターの必要性は大いに強調されており，その機能は重視されている。連合会は歴史的にも国産材流通のひとつの中心に位置し，機能を発揮してきた。今後のコーディネーターとしての機能発揮が期待される。

しかし，依然残された課題も多い。第一に，これらの事例においても，まだ需要側が求める量の国産材を集めて供給することができていないケースが多く，供給能力のさらなる増大が必要という点である。現状，ハウスメーカー，木材業者，プレカット業者などの需給を全面的にコーディネートするような例は出現しておらず，国産材流通のコーディネーターとしてはまだ力不足であろう。こうしたコーディネート力強化のためには，安定供給のメリットについて，森林所有者の認識のさらなる浸透をはかるとともに，D県でみられたような，県域を越えた協力体制の構築といったことも課題となろう。

第二に，需要者側の求める高品質な材の安定的な供給体制をいかに構築するか，という点である。山土場での作業の効率化，森林組合自体の年間業務の平準化等により，安定的な供給体制に向けてさらなる努力が必要となろう。

第三に，こうした流通経路の変更に伴う収益性の低下である。前記のとおり，共販所の手数料収入は連合会の主要な収入源の一つであったが，こうした流通経路への転換に伴い，収益的にはかえって厳しいというケースも聞かれる。効率的な流通網の構築によるさらなるコスト低減等の努力も必要となろう。

第四に，こうした大規模需要者への集中に伴うリスクの問題にも配慮が必要であろう。特定業者への依存度があまりに大きくなった場合には，それらの業者の動向いかんで収益が大きく変動する，といったことも想定され，集中による効率化と同時に，一定の分散にも配慮することが必要となろう。

こうした様々な努力により，国産材の生産・流通に係る森林組合等の産業には一部に明るい兆しも生じている。他の産業の機会に乏しい山村にとって，それらは極めて重要な動きといえる。一方，最近論じられることの多いTPP（環太平洋経済連携協定）加入は，実行税率２％というわずかに残された関税を撤廃することにより，森林所有者や森林組合などの山村の活力をさらに圧迫し，国産材時代に逆行するものと言わざるを得ない。また，森林・林業再生プランの10年間で木材自給率を50％にするという大目標に反するものといえよう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

おわりに

農林水産省発表（４月12日）によれば，今回の震災での林野関係の被害額（４月10日17時現在）は，木材加工・流通施設513億円をはじめとして，林地荒廃217億円，治山施設211億円，林道施設等18億円，徳用林産施設７億円，森林被害３億円等，総計969億円に上っている。海沿いの木材加工・流通施設が津波により大きな被害を受けたのが顕著な特徴である。

警察庁のまとめ（４月10日午後７時現在）によると，被災家屋数は22万戸を超え，15万１千人以上が18都道府県の避難所で生活する。４月上旬段階の仮設住宅の需給では，合板工場の被災の影響もあり建材の需給が逼迫している状況であった。ヒアリング先であったD県森連の木材納入先であるHベニヤN工場も，仮設住宅用合板のフル生産体制となっているとのことであった。D県森連は被災地域である東北ブロックから，被災合板会社に代わってHベニヤN工場への納材に新たに動き出しており，青森県森林組合連合会，岩手県森林組合連合会，全国森林組合連合会等を通じて納材を始めている。B県森連も，震災復興用の原木調達で繁忙を極めているという。今回の緊急時にさっそく連合会の流通コーディネート機能が広範囲に活躍し存在感を顕わしていることは，心強いことである。被災地の一日も早い力強い復興を願う次第である。

一方，プレハブ建築協会には３月に政府から５月中旬までの供給をめどとした，計３万戸強の建設依頼があったとの報道を目にした。また，５月中旬以降は，３万戸の追加分もあるとのことである。合計６万戸の仮設住宅のうち，追加分の３万戸については，地元工務店による地域材を活用した木造仮設住宅を採用するとの大臣要請があり，工法の選択については各県に任せる考えであるが，岩手県などは木造仮設住宅に意欲を示している，との報道もある。仮設住宅の後には，次第に本格的な復興建築の時期が来ることと思う。国産材は，次第に増大してきた供給力をいまこそ生かす時と考える。本レポートに書いてきた「需要に合わせた供給」を力強く推進していくべき時と考える。国産材が被災地の力強い復興に大いに貢献することを祈り，信じつつこの稿を終えたい。

<参考文献>

・赤堀楠雄（2010）『変わる住宅建築と国産材流通』（社）全国林業改良普及協会
・秋山孝臣（2010）「川下産業から見た国産材および森林組合系統」『農林金融』６月号
・秋山孝臣（2011）「農林水産業の現状と見通し」『農林金融』１月号
・森林・林業基本政策検討委員会（2010）『森林・林業の再生に向けた改革の姿　森林・林業基本政策検討委員会　最終とりまとめ』
・全国森林組合連合会（2010）『平成20年度　森林組合連合会統計』
・（財）日本住宅・木材技術センター（2010）『木材需給と木材工業の現況（平成21年版）』

（あきやま　たかおみ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくり

── 漁業・漁村の危機と再生への視点 ──

専任研究員　鴻巣　正

〔要　　旨〕

1　漁業・漁村は，東日本大震災と「平成の開国」問題という二つの大きな危機に直面している。TPPは，漁業のあり方を変えてしまうという認識が必要である。さらに，WTO交渉においては，漁業補助金規律が問題になっており，内容によっては漁業・漁村の将来展望が描けなくなる懸念がある。

2　規制・制度改革は，市場原理に委ねる規制の撤廃を志向するものであるが，漁業分野については，水産資源管理を優先順位の高い課題と位置付け，規制強化を特徴としている。これには，国際海洋法条約や国際生物多様性条約等による国際的な資源保護の影響がある。

3　日本の漁業は，零細な漁家を中心に撤退を余儀なくされたが，持続可能性の確保がポイントとなる。遠洋漁業や沖合漁業では，資源状況に応じた漁業構造への転換が不可避である。沿岸域では，持続的な水産資源利用を支える漁業権の役割や資源管理型漁業，海面養殖業の展開が一層重要になる。

4　持続可能な漁業の実践には，所得補償制度や経営所得安定対策が不可欠である。2011年度から資源管理・漁業所得補償制度がスタートし，安定的な制度としての第一歩を踏み出した。遠洋漁業や沖合漁業には，経営健全化対策や政策金融など総合的な対策が必要である。

5　東日本大震災では，被災地の多くの漁村が壊滅的被害を受け，尊い命が失われた。漁村は，地震・津波等の災害に弱く，今後，全国の漁村で防災対策が焦点になる。また，漁村においては，消防や治安，救援や救助，民生支援等を含めて集落の役割が大きく，集落の共同活動に対する支援策について抜本的な拡充が望まれる。

6　漁業・漁村の再生に向けて，持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくりが大きなテーマになる。漁業は，行き過ぎた市場原理主義にはなじまないものであり，むしろ持続可能な水産資源の利用や地域社会の維持に重点を置くべきである。さらに，漁村の安全・安心を支えるのは，人々の絆を大切にする組織であり，集落や協同組合の役割が一層重要になる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　漁業における経済連携交渉問題
（1）　TPP問題
（2）　WTO漁業補助金規律問題
2　規制・制度改革と漁業分野の特徴
（1）　規制・制度改革の方向
（2）　水産資源管理重視の背景
3　持続可能な漁業への転換
（1）　資源状況に応じた構造転換
（2）　遠洋漁業，沖合漁業の適応
（3）　沿岸漁業，海面養殖業の適応
4　持続可能な漁業とセーフティーネット
（1）　漁業における経営所得安定対策
（2）　遠洋漁業，沖合漁業の対策
5　安全・安心な漁村づくり
（1）　被災地の漁村の再生
（2）　漁村の防災対策
（3）　漁村集落の役割
おわりに

はじめに

漁業・漁村は，東日本大震災と「平成の開国」問題という，二つの大きな危機に直面している。震災で被災した地域では，漁村のインフラをはじめ，漁船や養殖施設，水産関連施設や後背地を含め，壊滅的な被害を受けた。被災者は，震災で家族の尊い生命を失い，家屋や漁船，家財を失った。不安な避難生活から，いつ解放されるかもわからない。震災からの復興は，最優先で取り組まなければならない課題である。震災復興は，前途多難な道のりであるが，国民各層から支援の輪が広がっているのは，一縷の光明といえる。

一方，TPP（環太平洋連携協定）への交渉参加問題については，６月判断を延期する見通しであるとはいえ，国論を二分する議論がある。TPPやWTOは，自由貿易を前提とし，市場原理に基づく規制の撤廃を志向するものであるが，漁業について適合的かという課題がある。TPPに端を発する「平成の開国」問題は，漁業の将来方向を問う課題であるが，政府は，いまだに交渉推進の姿勢を崩していない。

このため，本稿では，国際交渉や国内改革の動向を踏まえた持続可能な漁業と，震災を契機とした安全・安心な漁村づくりという視点から漁業・漁村の将来方向について考えてみたい。

1　漁業における経済連携交渉問題

政府は，2010年11月に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定した。基本方針の趣旨は，世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進め，競争力強化等による抜本的な国内改革を推進するというものである。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

(1) TPP問題

TPPについては，基本方針で「情報収集を進めながら対応していく必要があり，国内の環境整備を早急に進めるとともに，関係国との協議を開始する」としており，規制・制度改革と国内対策の検討を先行して進めることになっている。

a TPPの性格

TPPは，米国のアジア戦略という色彩の強い経済連携協定である。米国は，ASEAN3，ASEAN6に入っておらず，成長を続けるアジアを自国経済に取り込む必要があるためである。TPPにおける交渉の範囲は広範におよび，漁業問題に関し，具体的交渉内容は，いまだ明らかになっていない。しかし，交渉参加国である米国（第1表），ニュージーランド，オーストラリアは，漁業について日本とは異なった考え方をとる諸国である。

さらに，TPPは，EPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）といった二国間交渉と異なり，漁業分野について個別交渉の余地がほとんどない交渉といえる(注1)。その意味で，TPPは，漁業のあり方を変えてしまうものであるという認識が必要である。

b 水産資源への悪影響

世界の人口は，2010年に69億人に達し，45年には90億人を突破すると推計されている。さらに，途上国の所得の向上等により，水産物需要はますます高まっており，需要に対し供給が不足する状況にある。ちなみに水産庁は，15年における世界の水産物需給について，供給量が11百万トン不足すると予測しており，世界的に水産物の乱獲が進む構造になっている。こうした傾向は，アジア地域で先行しており，途上国における輸出を目的とした漁業は水産資源環境を急速に悪化させているという状況がある。

無秩序な関税の撤廃は乱獲を加速化し，水産資源の枯渇化を招くとともに，IUU（違法、無報告、無規制）漁業の温床にもなりかねない。さらに富める国が，水産物を独占することになり，分配の不公平を拡大することにもなる。

第1表 漁業分野における日米の相違

	米国	日本
WTO漁業補助金規律	漁業補助金原則禁止	過剰漁獲の限定禁止
国連海洋法条約	未批准	96年批准
国連生物多様性条約	生態系重視	漁業との共存
ワシントン条約	クロマグロ適用	クロマグロ除外
国際捕鯨委員会	モラトリアム継続	捕鯨再開
海洋保護区	聖域	漁獲制限
IUU漁業規制	輸入禁止	事前確認制
公海漁業規制	無規制海域漁業禁止	地域漁業管理機関
水産資源の所有権	公共資産	無主物

資料 筆者作成

c 漁業・漁村への打撃

TPP交渉参加国には，ペルー，チリ，米国など主要な漁業国が含まれており，これら諸国の漁業生産は，世界の約25％を占めている。農林水産省は，輸入割当がなくなり，関税が撤廃された場合の直接的影響について試算している。この中で，水産物で影響が大きいのは，サケ・マス

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

類，ノリ，カツオ・マグロ類，ホタテなどである。関税率10％以上で生産額が10億円以上の13品目への影響は，4,200億円と試算されている。

しかし，これは，生産減少という極めて限定的な試算であり，地域の雇用や就業機会等を含めた間接的影響は計り知れないものがある。漁業への打撃は，地域経済にも深刻な影響を及ぼし，漁村の衰退を加速する懸念がある。

（注１）既に発効しているEPA交渉においては，水産IQ品目について関税撤廃から除外している。

(2)　WTO漁業補助金規律問題

TPPにも増して脅威なのは，WTO交渉の動向である。WTOにおける交渉は，01年11月にカタールのドーハで開催された第４回閣僚会合によって，ドーハ開発アジェンダ交渉が立ち上がった。WTO交渉において，漁業分野で問題になっているのは，漁業補助金規律である(注2)。WTO交渉は，11年中の交渉妥結をめざし，精力的に交渉が続けられており，漁業・漁村の再生を脅かす内容を含んでいる。

a　漁業補助金規律の交渉

漁業補助金規律に関する議論は，ドーハラウンドの立ち上げとともに，各国の主張が激しく対立した。漁業補助金規律については，漁業補助金の原則禁止を主張するグループ，過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきとするグループ，途上国の漁業発展を妨げないよう要求するグループがある。漁業補助金の原則禁止を主張する代表は，米国，ニュージーランド，オーストラリアなどの諸国であり，TPP問題とも重なるものがある（第１図）。これに対し，限定した禁止を主張する代表は，日本，韓国，台湾，EU，カナダなどである。途上国への配慮を要求するグループは，中国，インド，インドネシアなどである。

05年12月に第６回WTO閣僚会合が香港で開催され，補助金規律の性格や範囲を確

第1図　WHO漁業補助金規律とTPP参加国との連関

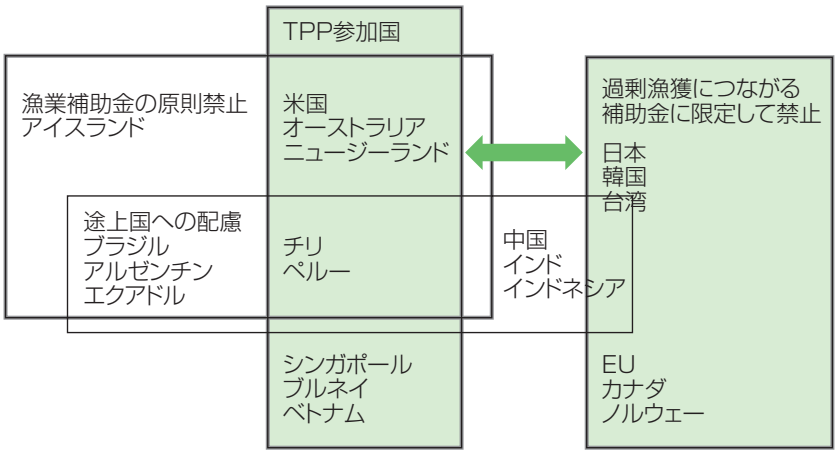

資料　水産庁「WTOの漁業補助金の規律に関する議論」等から筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

立させる作業を早急に進めることが確認された。これを受けてブラジル，ニュージーランド，日本・韓国・台湾のグループ，EU，アルゼンチン，ノルウェー，米国，インドネシア等から条約案が提出された。各国の条約案をもとに，07年11月に議長テキスト（条文案）が提示され，加盟国は条文案ベースでの作業を求められることになった。

b　条文案における漁業補助金禁止の内容

条文案では，第１条で特定の漁業補助金の禁止をうたっており，次のような補助金が禁止の対象となっている。

ａ）漁船の建造等に関する補助金
ｂ）漁船の第三国への移転に関する補助金
ｃ）漁船の操業経費に関する補助金
ｄ）漁獲に関するインフラ，港湾施設（水揚げ施設，貯蔵施設，加工施設等）に関する補助金
ｅ）漁業に従事している自然人，法人への所得支援
ｆ）漁獲物への価格支持
ｇ）他国に管轄権のある漁業へのアクセス権，移転への補助金
ｈ）IUU漁業に従事する漁船に関する補助金

問題は，漁業分野における補助金規律に関する交渉が，他の分野に突出して具体的レベルで行われている点である。仮に，交渉が妥結すれば，わが国の水産基本法の枠組みが成り立たなくなるとともに，漁業・漁村の将来展望が描けなくなる懸念がある。

（注２）WTO漁業補助金規律問題については，八木信行氏が早くから指摘しており，経緯や背景について，八木（2009）などが参考になる。

2　規制・制度改革と漁業分野の特徴

政府は，高いレベルの経済連携と漁業・漁村の振興の両立をはかる策として，規制・制度改革を通じた漁業の再生を想定している。このために「食と農林水産業の再生支援本部」を設置し，６月を目途に基本方針を決定し，抜本的な国内対策を検討するとしている。

(1)　規制・制度改革の方向

a　漁業と規制・制度改革

規制・制度改革分科会は，現在，行政刷新会議のもとに設置されているが，その前身組織は，総合規制改革会議や民間開放会議である。官邸主導で規制改革を行い，市場原理に基づく構造改革や競争力強化を特徴としている。規制・制度改革の答申についても，規制改革会議で検討されてきた内容がベースになっている（第２図）。規制改革会議の第２次答申（07年12月）および第３次答申（08年12月）において，漁業分野に対する包括的な改革提言が行われてきた。(注3)

規制・制度改革の答申は，全体として「規制の撤廃」をめざすという考え方がベースになっている。しかし漁業分野については，07年12月に出された規制改革会議第２次答申から一貫して，資源管理を優先順位の高い課題と位置付け，資源の回復が不可欠としている。これは，漁業に極めて特徴的な点で，市場原理に委ねる「規制の撤

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第2図　規制・制度改革の答申の流れ

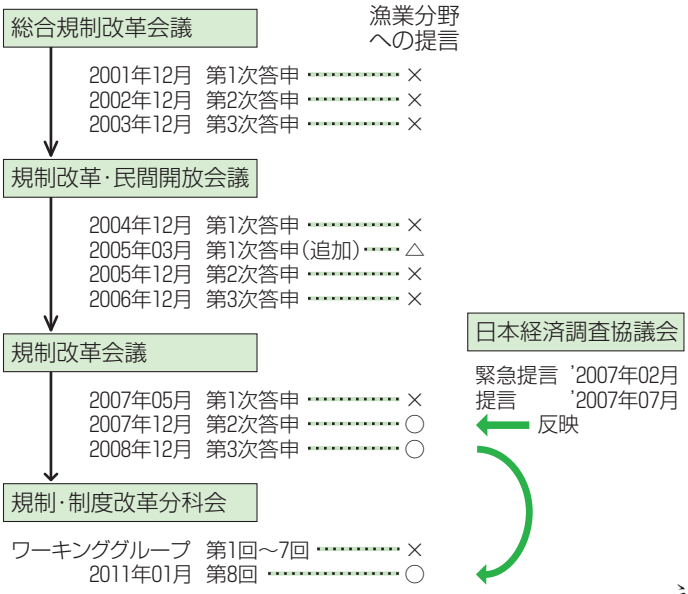

資料　各会議等のホームページから筆者作成

廃」のみではなく，一方において統制と調整による「規制の強化」を重視する考え方にたつものである。

b　漁業の再生と資源管理

規制・制度改革分科会の中間とりまとめでは，水産資源の状態が極めて悪化しているという基本認識にたっている。その上で水産業の再生には，水産資源の適切な保存と管理が，漁業経営の安定化と持続性の確保につながるという考え方をとっている。中間とりまとめでは，①漁業法，水協法の近代法への改正，②資源管理法（TAC法）の改正，③漁協経営の透明化，④養殖許可制度の近代化を提言している。

規制・制度改革の具体的内容について問題も多い(注4)が，水産資源を持続的に利用するシステムに優先順位を置き，漁業経営の安定化と持続性を確保するという考え方は傾聴すべき点である。

（注３）漁業分野への改革提言は，総合規制改革会議や規制改革・民間開放会議の答申では行われておらず，日本経済調査協議会に設置された水産業改革高木委員会による「緊急提言」（07年２月）および「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」（07年７月）が契機になっている。

（注４）４月８日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」では，上記水産４項目は，未調整事項として同方針から除外されている。

(2)　水産資源管理重視の背景

規制・制度改革会議が，基本的理念といえる規制撤廃と矛盾してまで資源管理の強化を重視する背景には，国際的な水産資源保護の動向がある。

a　国連海洋法条約の影響

第１点は，国連海洋法条約の影響である。これによって，沿岸国は，200カイリ排他的経済水域内における漁業資源の保護について，国際的義務を負うことになった。

日本も96年に国連海洋法条約を批准し200カイリ体制に移行した。これに伴い，200カイリ排他的経済水域の水産資源について適切な保存，管理措置を行うよう義務付けられ，水産資源管理に関する枠組み形成が進められた(注5)。

97年には，「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（「資源管理法」）等の関連法が施行され，漁獲可能量（TAC）に基づく漁業管理を行うようになり，持続可能な漁業の確立に向けた政策へ踏み出している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

b　国連生物多様性条約の影響

第２点は，国連生物多様性条約の影響である。国連生物多様性条約は，生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする条約である。92年に施行され，日本は93年に批准した。95年に最初の生物多様性国家戦略を策定し，数次の改正を行っている。

10年に日本が議長国となり，名古屋でCOP10（生物多様性条約第10回締結国会議）が開催された。ここでは，海洋保護区のあり方が主要な議題の一つとなった。オーストラリア，カナダ，ニュージーランドなど，海洋の生態系を重視する諸国では，海洋保護区に関する規範形成が進んでおり，国際標準化が進展している。COP10でも海洋保護区の目標値設定が大きな論点となり，20年までに沿岸および海域の10％を保護区とする愛知ターゲットを採択した。

こうした国際条約を通じて漁業に重大な影響を及ぼす事項が決定されるようになっており，これに対応する新たな枠組みの構築が必要になっている。

（注５）さらに海洋政策の展開という流れがあり，07年に海洋基本法が施行され，総合海洋政策本部も発足している。

3　持続可能な漁業への転換

持続可能な漁業に向けて，現実にどのように適応していくかという課題がある。これには，市場原理による淘汰ではなく，水産資源状況に応じた持続可能性の確保ということがポイントになる。

(1)　資源状況に応じた構造転換

a　生産構造と漁業就業構造

日本は，戦後，沿岸から沖合，沖合から遠洋へと漁業を展開し，有数の漁業国への道を歩んだ。しかし，次第に他国の漁場から締め出されるようになり，200カイリ排他的経済水域の設定で，海外漁場を失うという経過を経た。

漁業生産は，ピーク時には，1,282万トン（84年）にまで達したが，200カイリ体制への移行や水産資源の減少等の影響によって，559万トン（08年）にまで減少している。漁船漁業においては，漁業許可を取得できる漁船が年々減少し，新船の建造許可も大幅に抑え（第３図），生産構造の転換を図ってきた。

漁業の生産構造の転換に対応し，漁業経営体数も，ピーク時対比54％減の115千経営体（08年）にまで減少している。また，漁業就業者数も53年の79万人をピークに漸減し，08年には22万人にまで減少した。漁業就業者は高齢者が担うようになっており，65歳以上の割合は34％（08年）に達している。

第3図　漁船建造許可の隻数および総トン数の推移

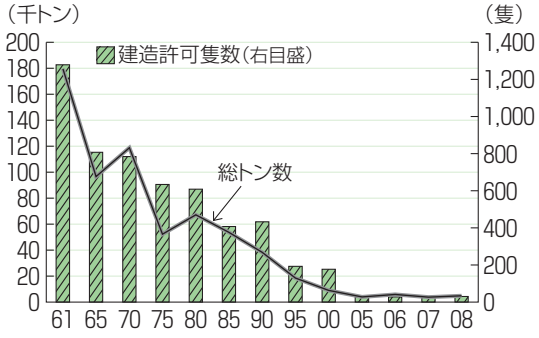

資料　水産社『水産年鑑』から筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

b　漁業の持続可能性の確保

日本の周辺水域における資源水準は，資源評価の対象52魚種84系群のうち37系群が低位にある（09年度）とされ，その割合は４割を超える。現行の水産基本計画では，2017年度の食用魚介類の生産目標を495万トンと設定している。現在の漁獲量と比較しても64万トンも減少すると予想されている。また，漁業経営体においても，沿岸域における漁船漁業と海面養殖業全体で77千経営体に減少すると見込まれており，さらに漁業が縮小する懸念がある。

日本の漁業政策は，1963年に制定された沿岸漁業等振興法の趣旨に沿って，他産業と漁業従事者の所得格差の是正を大きな柱としてきた。しかし，零細な漁家を中心に撤退を余議なくされ，漁業就業者の減少に歯止めがかからない。このままでは，漁業そのものの存続が脅かされる状況にあり，漁業の持続可能性の確保ということがポイントとなる。

(2)　遠洋漁業，沖合漁業の適応

a　遠洋漁業の構造改革

遠洋漁業は，公海や他国の漁業規制が年々強化される中，外国漁船との競合もあって減船を実施してきた。例えば，ソ連による200カイリ漁業専管水域の設定に伴い，77年には北洋漁業船1,025隻が減船となり，乗組員のうち推定２万人が離職を余議なくされ，社会問題にもなった。また上場漁労会社は，漁労部門を大幅に縮小し，水産物輸入商社，食品加工会社へと転換している。

さらに，マグロ漁業では，資源管理規制が一層厳しくなる中，99年の国際協調減船をはじめ，直近では08年に国際漁業再編対策に基づく減船を実施している。遠洋漁業は，漁業資源に対する厳しい規制管理のもとで，資源状況に応じた構造転換を進めてきた漁業といえる。

b　沖合漁業の漁獲規制

沖合漁業は，マイワシやマサバなど多獲性魚類の資源変動も大きく，資源の制約が厳しい漁業である。200カイリ排他的経済水域への移行に伴い，97年に資源管理法が施行され，漁獲可能量規制（TAC）が導入されている。現在，特に重要な７魚種がTAC規制のもとにおかれている（第４図）。さらに，01年には，水産基本法の創設にあわせて漁獲努力量規制（TAE）が導入され，沖合漁業は資源管理のもとに運営されている。

問題は，諸外国においても，TAC規制が資源保護に必ずしも有効に機能していない状況にあることで，規制・制度改革の答申でも，厳しく指摘されてきた(注6)。TAC対象魚種でも，19系群のうち８系群の資源状

第4図　主なTAC対象魚種の漁獲量の推移

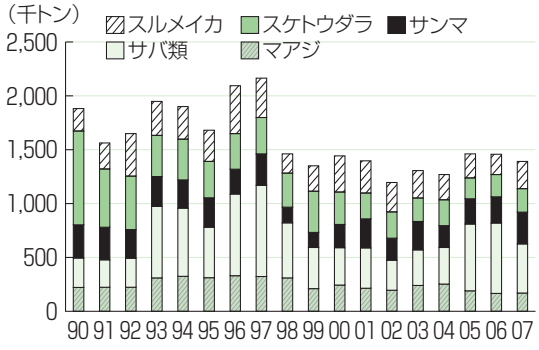

資料　農林水産省『漁業･養殖業生産統計年報』から筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

況が低位にあり，沖合漁業での資源管理が最も課題といえる。

（注６）TAC規制の有効性については，日本経済調査協議会の提言以降，規制改革会議の答申でも，毎回取り上げられてきた。

（3） 沿岸漁業，海面養殖業の適応

a 漁業権制度の意義

漁業権は1910年の明治漁業法の制定により法制化されたが，沿岸域の漁民は地先で漁業を営む権利を代々有していた。江戸時代には「磯猟は地附根附次第也，沖は入会」とされ，前浜の漁場は地先の漁民の排他的利用を認め，沖合は漁村に住む漁民の入会とする利用関係が一般化した。

沿岸域の共同漁業権は漁民の協同組織である漁業協同組合が管理し，漁場の利用や漁業秩序の維持を通じて漁業資源の減少を抑止してきた。漁業権は，漁村における水産資源管理や漁場環境保全に重要な役割を果たし，持続的な水産資源の利用を支える機能を果たしている(注7)。漁業権制度の今日的意義は大きいものがあり，今後の資源管理型漁業や栽培漁業，持続的な養殖生産等の展開に向けて，重要な役割が期待されている。

b 資源管理型漁業等の役割

資源管理型漁業は，沿岸漁業を中心に漁業者の合意によって，禁漁期や禁漁区を設定し，漁具・漁法を制限するなど漁獲努力量を制限し，水産資源の持続的利用をはかる取組みである。全国漁協大会で提唱され，漁協系統を中心に取り組まれている(注8)。

さらに，資源回復が特に必要な魚種については，公的規制を伴う資源回復計画がある。これは，減船・休漁を含む漁獲努力量の削減，種苗放流等による資源の積極的培養，藻場・干潟の造成等による漁場環境の保全等の総合的な対策である。資源回復計画は，漁業者や国・都道府県，行政機関が一体となって計画的に資源回復をはかる取組みである。

また，稚魚の放流等を通じて，資源の増殖をはかる栽培漁業についても，沿岸域における展開が期待されている。栽培漁業は，農林水産大臣が基本方針を策定し，都道府県が目標となる栽培基本計画をつくり，種苗放流等を実施するものである。栽培漁業と海面養殖による「つくり育てる漁業」の生産割合は，海面漁業の生産量の３割を占めるまでになっている。

c 持続的な養殖生産の確保

海面養殖業は，生産量115万トン，金額4,178億円（08年）で，生産量で２割，金額で３割のウェイトを占める。しかし，赤潮の発生などで大きな被害が頻発するなど，漁場環境の悪化が生産の大きな制約要因になっている。

このため，99年に持続的養殖生産確保法が制定され，特定区画漁業権を管理する漁協等が漁場改善計画を策定し，持続的な養殖生産を進めている。漁場改善計画は，農林水産大臣が定める基本方針に基づき，都道府県知事が認定しており，養殖漁場の自主的な改善を促すものである。例えば，魚類養殖については，漁場改善計画が策定さ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

れた養殖場での生産が９割弱を占めるようになっており，貝類，海藻類でも割合を高めている。

また，海面養殖業に従事する漁業者は，主業的漁家が多く，持続可能な漁業の展開や漁村の維持においても中核的役割が期待されている。

（注７）JF全漁連（2007）所収の論考は，漁業権制度の意義について論述している。

（注８）清水（1990）では，資源管理型漁業と協同組合の関係性について，具体的事例を通じて論じている。

4　持続可能な漁業とセーフティーネット

持続可能な漁業の実践には，漁獲の減少等により漁業者に負担が重くのしかかることになる。このため，セーフティーネットの構築とセットで考えなくてはならない。しかも，漁業をめぐる制約要因は年々厳しくなっており，中途半端な対策で解決できる課題ではない。

(1)　漁業における経営所得安定対策

漁業者が，将来にわたって持続的に漁業経営を維持できる環境を整備することが不可欠である。農林水産省は，11年１月に資源管理・漁業所得補償対策大綱を決定し，「資源管理・収入安定対策」と「コスト対策」からなる総合的な所得補償対策をスタートさせた。

a　資源管理・収入安定対策

漁業所得補償における資源管理・収入安定対策は，漁業共済と「積立ぷらす」という手法を使っている点に特色がある。漁業共済と「積立ぷらす」は，漁業の収入面の変動を補てんする対策で，経営安定機能を有している。

漁業共済の中でも，漁船漁業を対象とする漁獲共済と貝類・藻類養殖業を対象とする特定養殖共済が収穫高保険方式をとっている。これは，契約期間中の生産金額が過去の生産実績を基準とした補償水準に達しない場合に，減収分の一定割合を補償する仕組みである。「積立ぷらす」は，07年の水産基本計画において，担い手の経営所得安定対策として検討された経緯があり，漁業の担い手対策としての意味合いが大きい。

しかし，漁業共済加入者には地域的，魚種的な偏りがあり，セーフティーネットとしては十分機能していない面がある。特に加入区の３分の２以上の同意で全員が加入

第2表　漁業共済の国庫補助率

【漁獲共済】　（単位　%）

	規模	義務加入	単独加入
第1号漁業		82.5	－
第2号漁業	10トン未満	80.0	50.0
	10～20	75.0	50.0
	20～50	72.5	50.0
	小型定置	65.0	50.0
	大型定置	60.0	50.0

【特定養殖共済】　（単位　%）

	規模	義務加入	単独加入
のり等	6,500さく未満	77.5	50.0
わかめ･こんぶ	500台未満	77.5	50.0
真珠母貝	15台未満	77.5	50.0
ほたて貝	145台未満	75.0	50.0
特定かき	50台未満	75.0	50.0

資料　水産庁「資源管理･漁業所得補償対策(各論編)」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

しないと掛け金メリットがでない（第２表）という事情もあり，加入が進まないという状況もあった。漁業所得補償制度を安定的な制度として確立すると同時に，制度としての抜本的な拡充が不可欠である。

第3表　遠洋漁業，沖合漁業の経営体平均負債・純資産の状況（08年度）

（単位　千円）

漁業種類	規模	短期借入金	長期借入金	純資産
沖合底引き網漁業	50～100トン 100～200 200～500	18,117 134,057 159,710	97,492 162,219 80,636	14,825 △95,943 △11,664
船曳網漁業	20～50トン	50,650	55,032	△29,278
大中型まき網漁業	500トン以上	900,532	1,724,673	△477,675
中小型まき網漁業	20～50トン 50～100 100～200	3,767 46,714 28,593	47,244 112,896 113,608	△21,886 △3,703 △22,349
まぐろはえ縄漁業	200～500トン 500以上	246,117 624,721	39,393 228,509	△146,265 △30,267
かつお1本釣漁業	100～200トン 500以上	24,497 673,041	157,312 363,909	△13,210 185,594
いか釣漁業	100～200トン	18,472	35,362	10,623

資料　農林水産省『漁業経営調査報告』から筆者作成

b　コスト対策の拡充

コスト対策は，漁業経営におけるコスト面の対策を強化しようとするもので，「漁業経営セーフティーネット構築事業」（10年度から実施）を基礎にしている。漁業経営セーフティーネット構築事業では，現在，燃油対策と養殖用配合飼料の価格安定対策が対象である。燃油対策については，漁業者の要望が強いものがある。また，魚粉の高騰や魚価の低迷で，魚類養殖の経営が厳しい現状にあり，養殖用配合飼料の価格安定対策が講じられている。

しかし，いずれの対策も水産予算の制約があり，加入が限られるという状況がある(注9)。コスト対策の拡充には，財源の拡充が前提となるが，魚種や漁業，養殖業の特色に応じたきめ細かな対応も必要である。

（注９）10年度の契約実績は，全体で3,463件，874百万円にとどまっている。

(2)　遠洋漁業，沖合漁業の対策

a　経営健全化対策と政策金融の充実

遠洋漁業や沖合漁業では，公海規制の強化や資源管理の強化に伴い，債務超過に陥り，経営状況の悪化が懸念される経営体も少なくない。このため，きめ細かな対策を実施するとともに，経営健全化策について，抜本的な対策が必要となっている。特に，資源状況の悪化により減船や休漁，雇用対策等を伴う場合，金融やとも補償支援等も含めた総合的対策が不可欠である。

遠洋漁業，沖合漁業の経営体は，借入金等の負債が多いのも特徴である（第３表）。漁獲の不安定性もあって，一般金融の常識では対応できない面があり，金融円滑化の観点からも政策金融の充実が必要である。また，担保となる資産として，漁船という特殊な資産しかない経営体も多く，遠洋漁業や沖合漁業を対象とした信用保証制度の充実も重要な課題である。

b　漁業補助金規律との関係

WTO交渉における漁業補助金規律について，少なくとも過剰漁獲につながる補助金は削減の方向にある。遠洋漁業や沖合漁業に対する対策は，漁業補助金規律に抵触

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

してしまうものが多い。

効率的漁業は，過剰漁獲につながり，資源保護の潮流に逆行する。現代の漁業は，魚群探知機などの装備の向上や漁具の進歩により，効率の高い漁獲を実現できるようになっている。むしろ漁船の能力を制限しなければ過剰漁獲が進行してしまう。効率的な漁業にするために，漁船の設備や装備に補助を行う施策は大きな見直しに直面している。

遠洋漁業や沖合漁業では漁船の老朽化が進んでいるが，既に経営状況が厳しく代船建造がむずかしい状況もある。こうした背景を踏まえ，過剰漁獲を誘発しない漁業対策について構想していく必要がある。

5　安全・安心な漁村づくり

東日本大震災では，被災地の多くの漁村が壊滅的被害を受け，尊い命が失われた。このような惨状が再び繰り返されることのないよう，震災対策と安全・安心な漁村づくりに全力をあげなければならない。

(1)　被災地の漁村の再生

今回の震災では，漁船や漁港，水産施設等の直接的な被害額だけでも１兆円を超えるとみられる(注10)。これまでも，漁村は，たび重なる地震や津波による震災被害を受けてきた。しかし，震災復興の枠組みは十分とはいえなかった。その中で，93年７月に奥尻島沖で発生した北海道南西沖地震における復興対策は，漁業の復興と漁村の再生が比較的進んだ事例(注11)である。

a　住民の生活再建

北海道南西沖地震では，地震直後に発生した大津波が奥尻島を直撃した。津波の最高到達点は29mに達し，漁村地域は壊滅的な状況になった。地震による被害は，死者・行方不明者が229名に達し，住宅や事務所等が倒壊し，道路や崖も崩壊した。奥尻町では，全壊437戸，半壊88戸を含め，1,410戸が住家被害を受けた。災害救助法に基づき，避難所が町内に17か所設置され，利用者は延べ22,367人に及んだ。

被災地の復旧では，がれきの撤去や応急仮設住宅の建設など，被災者の生活支援や災害復旧の緊急措置が最優先に実施された。しかし，被害が甚大で広範囲にわたっていたため，災害復旧事業だけでは，住民の生活再建は望みえない状況であった。被災地域では，漁業が地域の基幹産業として住民の生計を支えてきた。被災者には，漁業関係者が多数を占め，漁業の復興が，住民の生活再建に欠かせない課題であった。このため，北海道が主導して，漁業を再開するための「緊急対策」（第４表）を実施している。

b　漁業の復興

奥尻町では，多くの漁業関係者が犠牲になり，漁業者の財産である漁船や漁具がほとんど失われた。漁船被害では，漁船の沈没・流失が421隻，破損が170隻で，全道被害の６割強に達した。漁船保険の支払い

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第4表　北海道南西沖地震災害の水産業緊急対策の概要

（単位　百万円）

事業名	事業の概要	予算額
共同利用小型漁船災害復旧対策事業	組合員の共同利用に供する5トン未満漁船の建造，中古漁船の購入に対する補助	1,495
共同利用小型漁船災害復旧対策貸付金	共同利用小型漁船災害復旧対策事業の補助残に対する融資制度	597
漁業施設地震災害対策特別資金利子補給金	農林漁業施設資金（公庫資金）に対する利子補給	21
天災資金	被害漁業者に融通した天災資金について，市町村の利子補給及び損失補償の補助	14
水産施設災害復旧事業	水産業共同利用施設の災害復旧と被害の著しかった漁協に対する補助率の上乗せ	497
沿岸漁業構造改善事業	緊急を要する共同利用施設の新設に対する補助	174
浅海域漁業資源影響調査	ウニ・アワビ等の浅海資源への影響を調査	6
浅海域資源増大特別対策事業	未利用のウニを浅海域に移し，漁獲対象群として育成する事業への補助	23
沿岸漁場整備開発施設災害復旧事業	被害を受けた沿岸漁場整備開発施設の災害復旧	88
沿整災害復旧対策調査事業	被害を受けた沿岸漁場整備開発施設の被害状況調査	5
漁港関係公共土木施設災害復旧事業	被害を受けた漁港及び漁港海岸の災害復旧	5,442
漁港・船揚場整備事業費	被害を受けた漁港及び船揚場施設のうち，緊急性の高い施設の整備	100
漁港海岸維持補修費	漁港海岸保全区域内に堆積した家屋や漁船等の残骸の処理	30
漁港海岸保全特別対策事業費	津波の来襲した地域で，早急に整備する必要のある箇所	132
災害調査費	被害を受けた漁港及び漁港海岸の災害申請に必要な現地調査等	129
漁港公共災害関連事業費	被害箇所あるいは未被害箇所を含む一連の区間の再度被害を防止する関連費	844
漁港災害関連調査費	災害関連事業の申請に必要な現地調査等	30

資料　北海道南西沖地震災害復興対策委員会「水産業振興対策」

は，仮払いを含め早期に実施されたが，全損での平均支払額は118万円，分損で48万円であり，漁船の再取得価額には遠く及ばない水準であった。奥尻町では，漁船被害の95％が５トン未満の小型漁船であったため，激甚災害法に基づく「共同利用小型漁船建造事業」の地域指定を受け，操業に必要な漁船258隻を再建した。

また，漁協の荷捌施設や冷凍・冷蔵施設など共同利用施設も壊滅的被害（49施設）を受け，漁業を支える基盤が失われた。共同利用施設の復興には，水産施設災害復旧事業による復旧（26施設）を主体に，沿岸漁業構造改善事業（18施設）等を活用して45施設の復旧を果たした。

奥尻町の漁業復興の場合，中・長期対策として漁協再建対策，漁業振興対策，新しい漁村づくり対策を柱とする特別振興対策を実施している。これには，義援金による災害復興基金の支援事業が果たした役割が大きい。また壊滅的被害を受けた青苗地区や稲穂地区などでは，水産庁の漁業集落環境整備事業等を活用した漁村の再生も実施された。奥尻町では，震災から５年後の98年３月に完全復興宣言を行っている。今回の東日本大震災では，漁村地域がかつてない被害を受けており，奥尻町における復興対策も踏まえ，漁業の復興と漁村再生の新

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

たな枠組みが極めて重要になる。

（注10）さらに，操業不能による漁業や水産加工業の損失，水産関連の産業や組織のシステミックリスクも懸念される。

（注11）北海道企画振興部（1995）

（2） 漁村の防災対策

日本周辺には，多くの地震震源域が分布し，大規模地震により被害が予想される地域は，ほぼ全国の沿海域に及んでいる。

a 地震・津波に弱い漁村地域

漁村は，海岸線に山や崖が迫り，漁港を中心に狭い地域に密集して集落が形成されている地域が多い。漁村においては，これまでも地震・津波による被害が頻発しており，今後も被災する可能性は極めて高い。

これに対し，災害時に避難できる施設が指定されている漁港背後集落は，30％にも満たない。また，津波発生時に避難できる施設や高台のない集落が70％に達する。さらに，集落が漁港を中心に孤立しており，外部との交通手段も限られるほか，集落内の道路も狭い。漁師まちの特徴として，前浜の低地部に集居，密居家屋が集中している。漁業集落における集居，密居家屋の割合は90％を超えており，甚大な被害を受ける危険性が高い。漁業集落は，全国に6,298（08年）存在し，そのほとんどが，地震・津波による震災の脅威にさらされている。

b 災害に強い漁村づくり

04年にインドネシアのスマトラ島沖で発生した地震では，死者・行方不明者が30万人を超え，地震，大津波の恐ろしさを世界に認識させた。水産庁は，これまでの漁村の被災事例を分析し，地震・津波による漁村の災害に備え，06年に「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」を策定している。

漁村においては，地震・津波に対する危機感は非常に強いものがあるが，地域での防災対策はほとんど進んでこなかった。防潮堤の整備や避難路，避難場所の確保，耐震性・耐浪性の検証など安全対策の課題は多い。東日本大震災を契機に，地域の置かれている状況を根底から見直す必要があり，全国の漁村地域で防災対策が焦点となる。

（3） 漁村集落の役割

漁村は，住民の結束力が強く，相互に助け合って地域を維持してきた。安全・安心な漁村づくりには，集落や協同組合が大きな役割を果たすことになる。漁村においては，消防や治安，救援や救助，民生支援など住民の生活に不可欠な公共サービスを集落が担っている場合が多い。例えば，沿岸における海難救助員の９割は漁業者である。

水産基本法の制定に伴い「漁村の総合的な振興」が大きな課題となり，特に状況が厳しい離島を対象に，05年度に離島漁業再生支援制度が創設された。離島漁業再生支援制度は，集落の共同活動への支援策で，集落協定を締結した漁業集落を対象としており[(注12)]，水産庁の防災漁村課が所管している。

離島漁業再生支援制度の対象地域は，現在のところ離島振興法，沖縄，奄美群島，小笠原諸島の各特別措置法に該当する地域

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

に限られている。しかし，この仕組みは漁村地域一般に適用すべき課題であり，安全・安心な漁村づくりを支えるソフト事業として，集落の共同活動を支援する施策の抜本的な拡充が望まれる。

さらに，格差の是正や社会的弱者に対する政策が重視され，過疎対策や条件不利地域対策の今日的役割が高まっている。高齢者や零細な漁家が多数を占める漁村では，地域全体の経済的地位の向上をはかり，漁村の維持をはかっていかなければならない。漁業の現場においては，身体が動けなくなるまで漁にでるという高齢者が多い。高齢者は漁業の重要な「担い手」であり，所得の確保や生き甲斐の増進を通じて，漁村の活力につながる。高齢者や女性が，再び生き甲斐をもって働ける漁村づくりが必要である。漁村の安全・安心や再生を支えるのは，人々の絆を大切にする組織であり，集落や協同組合の役割が一層重要になる。

（注12）集落協定に基づく条件不利地域支援策としては，農村における中山間地域等直接支払が代表的で，2000年からスタートしており，制度として定着している。

おわりに

漁業・漁村の再生に向けて，持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくりが大きなテーマとなる。持続可能な漁業の確立には，水産資源管理や構造対策など総合的な対策が前提となる。併せて現実的な問題として，漁業者の経営所得安定対策や所得補償等のセーフティーネットが不可欠である。

漁業は，行き過ぎた市場原理主義になじまないものであり，TPPやWTOの原理が貫徹されると漁業・漁村の衰退は加速してしまう。漁業の制度や政策は，その国における漁業の位置付けや国民生活との関わりにより異なるものである。

持続可能な漁業や安全・安心な漁村づくりには，集落や漁業協同組合といった人々の絆を基盤とする組織の役割が非常に重要になる。漁業資源を保護する取組みは，元々，沿岸漁業において漁業者の話合いで行われてきたものである。漁村の安全・安心を守る取組みも地域の助け合いが核となる。

これまで漁村は，たび重なる震災による被害を受けてきた。この度の東日本大震災では，多くの漁村が壊滅的被害を受けた。漁業者が，再び生き甲斐をもって漁業ができる漁村を，一刻も早く取り戻さなければならない。漁村の安全・安心は，人々の絆を大切にする組織が，しっかりと支えていかなくてはならない使命である。

<参考文献>

- JF全漁連漁業制度問題研究会（2007）「水産業改革高木委員会「緊急提言」に対する考察」
- 清水悟（1990）「資源管理型漁業の展開」『農林金融』10月号
- 日本経済調査協議会（2007）「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」
- 北海道企画振興部（1995）「北海道南西沖地震災害復興対策の概要」
- 八木信行（2009）「環境的関心事項の分析視覚からみたWTO漁業補助金交渉」「RIETI」ディスカッションペーパー

（こうのす　ただし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

本棚

堀口健治・加藤基樹　著

『書を持って農村へ行こう
―早稲田発・農山村体験実習のすすめ』

本書はボランティアの理念と，その活動を文字通り自発的に行う精神を学生の中に育もうとする教育実践の記録である。

堀口教授を中心に早稲田ボランティアセンターに集結した指導者グループはボランティア精神をはぐくむ手法の核に「農山村体験実習」を位置づけている。私は表題を読んで，早稲田大学の大先輩で70年代を席巻した演出家でもあり歌人でもある寺山修司著『書を捨てよ，町へ出よう』を想起しました。そこには学生も象牙の塔（学問の世界）に自閉せずに社会の現実に飛び込んで，その実態を認識すべきというメッセージがこめられていたように思う。

では，なぜ今回の行き先は町ではなく「農村へ行こう」なのでしょうか。

農村は他人を家族同然に扱ってくれる寛大な世界で，共同体的性格も残っており，無償を前提にした相互扶助も行われており，ボランティア精神を涵養する絶好の環境を提供してくれるからだとされる。

本書の読みどころはこうした「体験学習」スキーム形成までの苦心譚であろう。例えば，①フィールドワーク時の学生の事故・怪我の心配。②訪問先地域でのコミュニケーションを円滑化するため，出発直前に「町，反，畝など」の土地の単位を教えていることなど。

しかし，一番の苦労は受け入れ農家と大学との信頼関係の構築だったと思われ（農家の方々は見ず知らずの他人を多人数自分の家に上げて寝泊りさせ，親戚同然のお世話をする以上，それに見合うだけの信頼感の醸成が必要なはず。），そうした面でのエピソードをもっと書き込んでほしかった。

体験先は本書に採録されている事例だけでも岩手，山形，新潟，福井県と日本各地に広がっているが，その事例紹介から各地の地域・農業事情を読み取ろうとしても難しいかもしれない。それは冒頭でも述べたように本書が教育実践の記録であるという性格に起因するものだろう。この活動は未来に向けて全国津々浦々に自発的ボランティア活動家を輩出しようという壮大な目標に向けての教育事業である。こうした社会の持続性を担保する（過疎の村に，体験実習でお世話になりご縁のできた学生達の大量還流を私は夢想する。）有意義な事業に農中総研も寄附講座という形で参画できたことを誇らしく思うものである。今回の東日本大震災におけるボランティアの活躍は目を見張るものがある。そうしたボランティアの体系的育成に関心を持つ人々に一読をお勧めしたい。

――早稲田大学出版部　2011年3月

1,800円（税込）　254頁――

（監査役　小松孝宏・こまつ　たかひろ**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

談話室

消滅の危機からの復活

秋の早い夕闇に包まれ，一日の仕事を終えた人たちが夕食の支度に取り掛かったその瞬間，「突き上げるような激しい揺れ」に襲われた。2004年（平成16年）10月23日，新潟県中越地方を震源とする大地震は，人口2,200人（中越地震前）の小さな山古志村（現・長岡市山古志地区）を一気に押しつぶした。

後に被災村民の手記をもとに編集，出版された『帰ろう山古志へ』（新潟日報事業社刊）には，突然襲った自然の猛威になす術もなく，「これからどうなるのか，どうしたらいいのか」と悲嘆にくれるその時の思いがつづられている。

それまで平和に暮らしていた人々の生活が，一夜にして失われた。全村避難を決断することになった当時の村長，長島忠美衆議院議員はこの本の巻頭での寄せ書きで，「すべての人が絶望の淵に立たされることになりました」と書いている。村は消滅の危機に立たされたのである。

しかしその後，長島村長を先頭に「帰ろう山古志へ」のスローガンが叫ばれ，大地震から２年５か月後には避難指示の全面解除にこぎつけ，村は復活した。もっとも村そのものは地震の翌年に長岡市に編入・合併され，正式には村ではなくなった。だが，長年共に暮らしてきた地域の絆は揺るぐことなく，筆者が２年後の９月に棚田の視察で現地を訪れた時も，会う人ごとに「全村復帰」の熱気が感じられた。

何が村長をはじめ，村人たちを突き動かしたのだろうか。東日本大震災の直後にお会いした際，長島氏は「避難するにあたって村民は，先祖が拓き，暮らしてきた故郷を何よりも大切に思っていると感じた」と話していた。「村を捨てるのではない，必ず戻って緑の村を取り戻す。山古志に戻るようにすることが，避難を指示した村長としての住民への責任だ」。避難のヘリコプターに最後に乗り込んだ長島氏は，何としてもこの村に戻ることを，その時決意したという。

棚田の説明をしていた村の人から，「あの山は地震で谷のほうにずれてしまっ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

た」と聞かされ，村を襲った地震の破壊力の恐ろしさに身震いした。インフラは全く機能しない。いたるところで地滑りを起こし，川がせき止められて自然のダムができていた。これがいつ決壊するかわからない。そんな状況でも故郷に帰りたいと強く願う。故郷が消滅するかもしれないその時に故郷を愛する思いが一層募り，これまで生きてきた土地がどこよりも愛おしくなる。長島氏と話していて，改めて人にとって長い間生活を営んできた土地の大切さと愛着の強さを感じさせられた。

今，巨大地震とそれに続く津波，原子力発電所の事故で，止む無く故郷を後にした人々の思いも同じであろう。必ず戻って，緑の村，住み慣れた町を取り戻したいという，切なく，強い思いで日々を過ごしているに違いない。

東日本大震災から間もなく 3 か月が過ぎようとしている。数々の復興策の策定が進められ，被災地は復興に向けて動き出している。だが，そこにはこうした被災者の強い思いが生かされているのだろうか。

長島氏は，理想的な農村，漁村，住宅地の整備だけが復興ではない，と警鐘を鳴らす。自らの経験から，生業(なりわい)，コミュニティー，そして歴史，文化が伴わないと復興したことにはならないという。暮らしのための地域を取り戻すことが必要だというのである。消滅の危機から復活した背景には，山古志の人々がこのことに気付いたことがあるのではないか。

理想郷の整備だけでは，被災した人々の生活の場であった地域への思い，人のつながり，生業としての産業などが見えなくなる恐れがある。東日本大震災の被災地の復興にあたって長島氏は，「復興には現場主義が必要だ。農地や浜のこと，地域をよく知る人が必要だ」と指摘する。

今回の大地震の被災地はもともと，食と農と観光と環境に関しては，大きな資源を持つ。それらの資源を生かすためにも，「帰ろう，私たちの村，町に」の強い決意と，現場をよく知る人々の熱意が強い武器になる。被災者が再び生き生きと暮らしていける故郷の復活を心から祈ってやまない。

((株)農林中金総合研究所 顧問　野村一正・のむら　かずまさ**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

情勢

森林組合の事業経営動向

――第23回森林組合アンケート調査結果から――

（財）農村金融研究会 調査研究部長　室　孝明

はじめに

森林組合の事業・経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合系統の今後の事業展開に資するため，（財）農村金融研究会は，（株）農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫と連携して，毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

以下，平成22年度に104組合を対象に実施した「第23回森林組合アンケート調査」の概要を紹介する。

1　調査対象組合の概況

調査対象104組合の平均像（概数）は，管内森林面積４万９千ha（うち組合員所有林２万３千ha），組合員3,400名，常勤理事１名，内勤職員18名，直接雇用現業職員47名，などとなっている。これらの指標は，全国組合平均の概ね1.3～1.7倍程度であるが，変動係数にみられるとおり，対象104組合間でもかなりの格差がある（第１表）。

対象組合は，毎年数組合の入れ替えがあるため，厳密な時系列の比較はできないが，直接雇用現業職員数について，造林・伐出別に３年間の推移をみると，伐出担当職員は21年度に減少に転じた後，22年度はさらに減少し，また造林担当職員は増勢が鈍化した（第１図）。

21年度の組合決算は，前期から一転して改善に向かった。これは主として，森林整備部門の増収・増益によるものである（第２表）。ヒアリングによれば，森林整備部門の収支改善の要因としては，景気対策と

第１表　対象組合の概況

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積(ha)	48,845.8	0.70	34,669.6	1.4
組合員所有林(ha)	23,085.2	0.70	15,618.9	1.5
組合員数	3,434.0	0.83	2,218.3	1.5
常勤理事数	1.0	0.55	0.7	1.5
内勤職員数	17.3	0.68	10.4	1.7
直接雇用現業職員数	47.3	1.03	37.6	1.3

資料　全国組合は『平成20年度森林組合統計』(林野庁)
(注)　全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は，「組合雇用労働者数（事務員を除く）」変動計数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第１図　造林・伐出別の平均現業職員数の推移

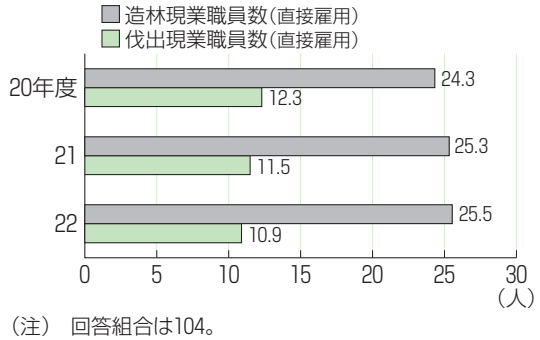

(注)　回答組合は104。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　経営収支

（単位　千円，%）

		21年度	前年度比増減率	
			20	21
取扱高	指導	5,501	△2.8	24.8
	販売	136,116	1.1	△8.9
	加工	188,631	△1.4	△6.5
	森林整備	391,756	△3.3	7.5
収支	事業総利益	148,719	△3.6	3.0
	うち指導	△193	△26.3	△67.1
	販売	24,405	6.3	△8.4
	加工	13,489	△ 25.1	△15.3
	森林整備	113,748	△5.3	8.1
	事業管理費	131,402	△0.1	△1.4
	事業利益	17,317	△32.0	54.7
	事業外損益	2,072	-	-
	経常利益	19,389	△23.5	56.4
	特別損益	△2,070	-	-
	税引前当期利益	17,319	△23.3	44.8

（注）　集計組合は103。

して実施された公共事業や，国有林・公有林，あるいは分収造林の施業の受託，請負等をあげる組合がみられた。

2　集約化施業への取組みとその進捗状況

現在森林組合系統では，多くの組合に森林施業プランナーを配置し，提案型集約化施業の強化を図りつつあるので，この取組みと進捗の状況を調査した。

(1)　業務計画への位置づけが遅れる集約化施業計画

集約化施業の実施計画を「業務計画に盛り込んで，総会決定する」とした組合は30組合で，全体の29%にとどまり，「業務計画とは別に実施計画を策定する」が46組合（44%）で最も多い（第２図）。

第2図　業務計画における集約化施業の位置づけ

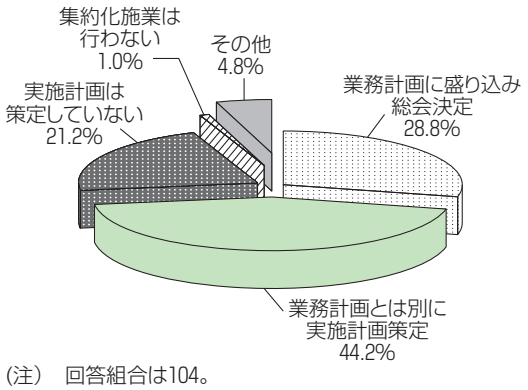

（注）　回答組合は104。

また，管内の森林の将来像についても，「策定済み」が31組合（30%）に対し，「準備中」が51組合（49%）であり，「策定の予定はない」も20組合（19%）ある。組合員の総意として，管内森林の将来像を見据え，その手段として集約化施業を位置づけるという流れは，まだ十分定着しているとはいえない。

一方，長期施業契約に対する方針は，「積極的に拡大」とする組合が52%を占め，「大半の森林が既に契約済み」と併せると，61%の組合で，前向きな取組みがなされている。

(2)　組合によりばらつきのある集約化施業等の取組実績

長期施業契約（ないし管理契約）の契約面積ゼロの組合数は，前回（21年度）調査から26%減少（35組合→26組合）し，契約推進が一定の進捗をみせている。組合員所有森林面積に占める契約面積の割合では，契約面積がゼロ以外の78組合中41組合（53%）が「10%未満」であるが，50%以上の組合（「100%以上」も含め）も21組合（27%）あり，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第3図　長期施業(管理)契約面積の組合員所有森林面積に占める割合

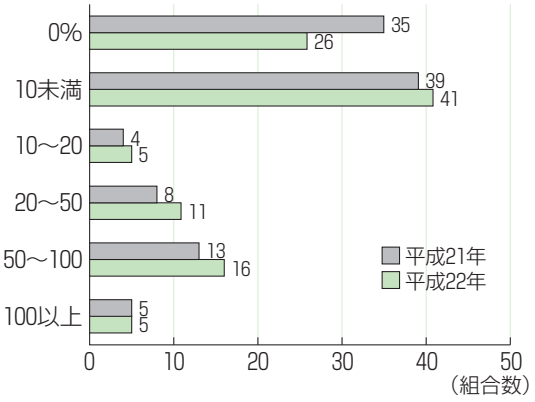

（注）　回答組合は104。

進捗度は組合によってばらつきがある（第３図）。

集約化累計面積は，全くゼロが23組合，100ha未満が27組合で，両者合わせると48％となるが，1,000ha以上の組合も21組合（20％）あり，集約化の進捗は二極分化している。組合員所有森林面積に対する割合でみると，１％未満の組合が59組合（57％）を占め，比率が上がるにつれて組合数は減少するが10％以上の進捗度を示す先進組合も14組合（14％）ある（第４図）。

第4図　組合員所有森林面積当り集約化累計面積

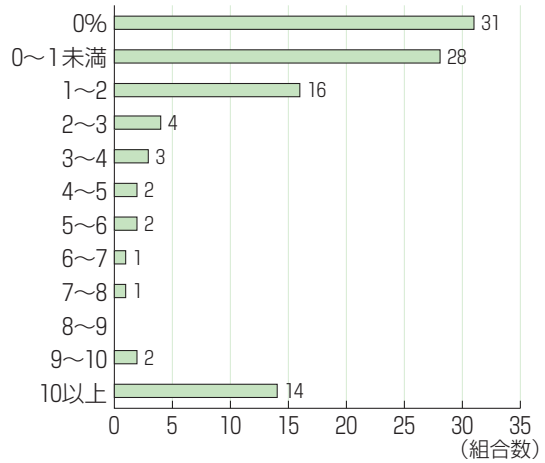

（注）　回答組合は104。

また，21年度における集約化施業の実施面積は，実施77組合中「30ha未満」ランクの組合が22組合で最も多いが，「100～300ha未満」ランクが17組合で２番目のピークとなっており，実施面積においても二極分化している。集約化累計面積に対する実施面積の比率としてみると，実施面積「10％未満」ランクを筆頭に，比率が上がるにつれて組合数は減少する傾向がみられた。

(3)　大半の組合で設置が進む森林施業プランナー

組合において集約化施業の推進を担う「森林施業プランナー」の設置の有無と，その位置づけを質問したところ，「施業プランナー」を設置している組合は88％あり，設置組合のうち85％で「施業プランナー」の業務が担当業務として位置づけられているが，11％の組合では担当業務としての位置づけがない。またプランナー専任の担当者を置いている組合は，２組合あった。

「プランナー」の人数は１～２名の組合が，設置組合中の半数弱を占める（第５図）。

第5図　現業職員への指示方法(該当項目すべて)

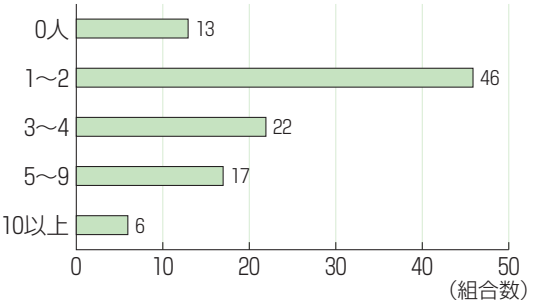

（注）　回答組合は102。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

「施業プランナー」の在職年数別には，若手からベテランまで幅広く分布しているが，就職後16～20年層が最も多く，それよりキャリアの長い人は相対的には少なくなる。「施業プランナー」に占める研修受講者の割合は，100％（全員受講済み）組合がプランナー設置組合の68％を占め，概ね順調に研修受講割合も拡大しているとみられる。

(4)　十分に普及していない書面による現業職員への作業指示

現業職員への指示については，「施業指示書」「スケジュール管理表」などの書面で作業指示・管理を行う組合は，それぞれ回答組合の48％，32％にとどまる。また，「その他」17組合のうち16組合は，会議，ミーティングや現場での作業指示であり，口頭指示によっている組合が少なくないことがうかがわれた（第６図）。

現業職員の管理（複数回答）については，102組合中の87組合で「作業日報」により現業職員からの報告を求めているが，日報への記載事項としては，「作業内容」「使用機械」は各85，73組合で報告事項となっているものの，「作業量」「燃料使用量」まで報告させる組合は，87組合中半分以下の，各41，27組合であり，管理内容に一層の充実が求められよう。

第6図　現業職員への指示方法（該当項目すべて）

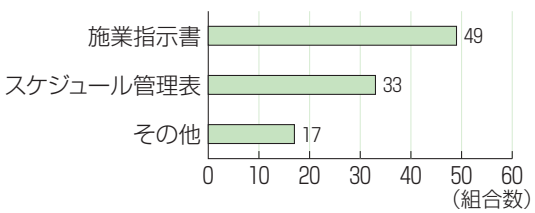

（注）　回答組合は102。

(5)　集約化施業に向けた課題

集約化施業を進めるにあたっての課題を，自由記入形式により質問したところ，組合内部の人的体制，林分の規模や特性に起因する集約化の難しさ，森林境界明確化や所有者確認の必要性などを指摘する組合が多かった。

3　材価の動向と組合運営への影響

調査時点（22年秋）から遡る２年ほどの間に，材価の動向は一段と低迷したとみられることから，その間の材価の動向，それが組合の事業展開に与えた影響，またそれに伴う方針の変化等を調査した。

(1)　素材販売単価の状況と変化

21年度の素材販売単価実績を質問し，前々回調査（19年度単価）と比較したところ（第３表），各樹種とも低下しているが，下落の程度は，比較可能な４樹種中，カラマツが最も甚だしく，スギ，トドマツは相対的に低下幅が少ない。

また，利用間伐における組合員の出材意欲の確保に必要な，現行の補助金折込済の最低材価を，組合がいくらとみているかを質問し，これを素材販売単価実績と比較したところ，ヒノキについては必要な最低材

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第3表　平均素材販売単価の変化（樹種別の平均値）

（単位　円／㎥，%）

最も多い樹種	21年度				19年度		販売単価の変化率 (a)−(c)/(c)
	組合数	販売単価 (a)	(注)必要最低材価(b)	差異 (a)−(b)	組合数	販売単価 (c)	
スギ	68	9,444	11,390	△1,946	72	10,174	△7.2
ヒノキ	18	12,961	12,735	226	15	14,573	△11.1
カラマツ	9	6,889	8,211	△1,322	9	9,311	△26.0
トドマツ	2	7,750	9,500	△1,750	3	8,300	△6.6

（注）　組合員の利用間伐において，出材意欲の確保に必要な，現行補助金織込済の最低材価と，組合の考える水準。

価をほぼ満たしているものの，スギ，カラマツ，トドマツについては，実績単価より1,300～2,000円／㎥程度高い必要があるとの回答であった。出材意欲を高めるためには販売単価の回復が望まれる。

(2)　様々な面で組合の事業運営に及ぼす材価動向の影響

素材生産事業への影響としては，「森林所有者の伐出の希望」が全体として減退し，特に伐出後再造林費用の発生が見込まれる「皆伐の希望」については「減少」したとする組合が多くを占めた。反面，「利用間伐の希望」は，多少の地域差はあるものの，間伐を要する齢級に達した森林の拡大を背景に，「増加」したとする組合の方が多い（第７図）。

第7図　素材生産事業への材価動向の影響

（単位　%）

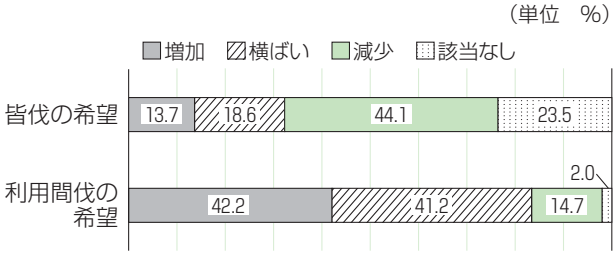

（注）　回答組合は102。

販売事業への影響は，以下のとおりである（第８図）。

素材の共販（自組合の原木市場及びその他の原木市場への出荷を含む）への影響としては，「材質面の需要動向」について，「B・C級材にシフト」の組合が「A材にシフト」の組合を大幅に上回り，特に高級材への需要が減退している様子がうかがわれた。以下，図は掲載していないが，「価格の動向」では，回答81組合中の51％が「下落」で，「上昇」はわずか４％である。また，「買い方業者の数」では，43％の組合で「減少」となっており，「増加」は３％のみである。買い方業者の「信用不安が増大」した，ないし実際に「回収不能が発生」した，とする組合も，共販実施組合の31％を占めた。材価動向は共販事業に対しては，全般的にマイナスの影響を及ぼしている。

一方，直送販売においては，「納入先の引取状況」については，「拡大」が「抑制」を上回っており，共販とは違って取引は活発化している。しかし，図は掲載していないが，「価格動向」は「下落」の組合数が「上昇」を12％ポイント上回った。また品質面の要求が「厳しくなった」とする組合が回

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第8図　販売事業への材価動向の影響

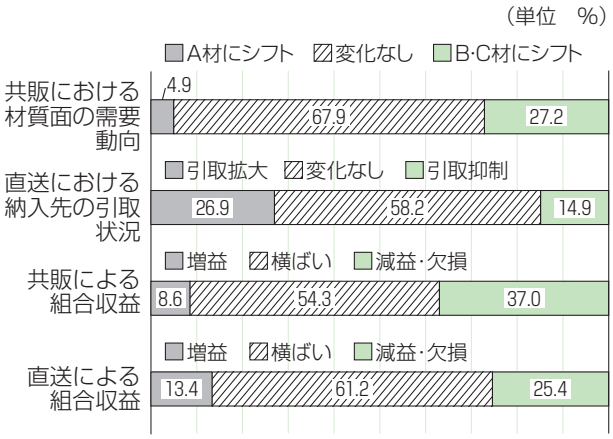

（注）　回答組合は「共販」81,「直送」67。

第9図　森林整備事業への材価動向の影響

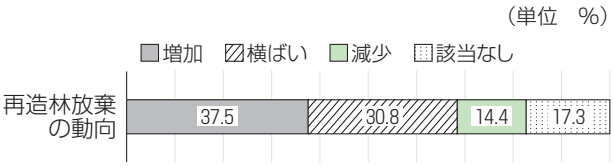

（注）　回答組合は104。

答67組合中の30％ある一方，「緩やかになった」という組合は皆無であった。直送も，量的にはさばけても，取引条件面では厳しくなっている状況がうかがえる。

組合収益面では，共販も直送も「減益」が「増益」を上回るが，共販の方が「減益」とする組合の割合が多い。

森林整備への材価動向の影響としては，「再造林放棄の動向」において，「増加」とする組合が多く（第９図），材価低迷により再造林費用が賄えず，林業継続の意欲が低下している表れのひとつとみられる。「増加」の組合と，「減少」「該当なし」の組合の合計との差異は６％ポイント程度であり，「横ばい」が31％であることを考え合わせると，組合ごとの状況の違いが大きいことが考えられる。地域別には，これまで再造林放棄が比較的少なかった中国・東海で，再造林放棄が「増加」とする組合が多かったことが注目される。

「保育（切捨）間伐の需要」は「増加」と「減少」が拮抗し，あまり大きな変化はない。

(3)　直送へのシフトがみられる組合運営方針の変化

材価動向に伴う組合の運営方針の変化としては，まず「伐出の働きかけ」について，「積極化」の組合が「手控え」を大幅に上回っている。「共販」は総体として大きな変化は認められないが，「直送販売」については「拡大」が「縮小」を大幅に上回り，全体として組合のスタンスが積極化していること，が特徴である。「国・公有林施業の受託」については，事前の事業量把握が難しく，事業の確保が不透明なこと，また政策的にも組合の員内利用優先を求められる状況にあること，などから消極化している（第10図）。

「人員採用」は，全体としては変化がない。また，材価低迷の影響で，「伐出から森林整備への重点移行」を行った組合の存在も想定したが，実際には「あり」とする組合が18％にとどまり，大きな流れとしては認められなかった。

(4)　見方の割れる組合収益の見通しと組合運営の考え方

組合収益の見通し上，収益部門が確保さ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第10図　材価動向に伴う組合の運営方針の変化

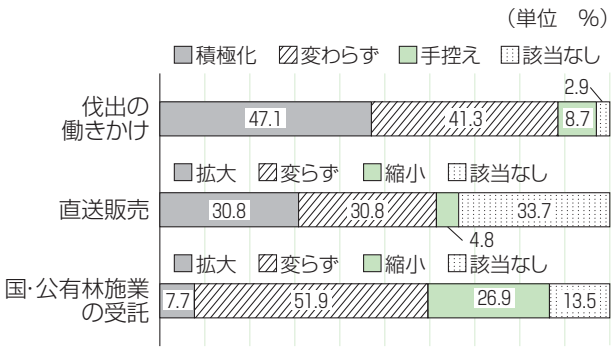

（注）　回答組合は104。

れているとする組合は25組合で全体の24%にとどまり，「減益が見込まれるが，やむをえない」とする組合が48組合（47%）を占めた。補助金・助成金による補填は，23（22%）の組合において期待されていた（第11図）。

なお，素材生産・販売事業で材価の維持・向上を図るための取組みについて，自由記入形式で質問したところ，販路確保や販売方法の工夫改善，機械化や路網整備その他によるコスト削減を挙げる組合が多く，材の仕分け改善，認証制度等による品質確保などを挙げる組合もみられるなど，組合によりさまざまな取組みがなされている。

第11図　組合収益の見通しと組合運営の考え方

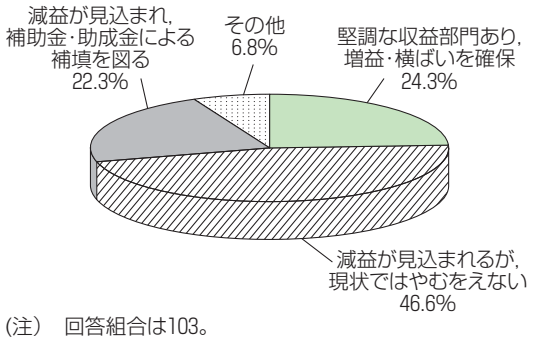

（注）　回答組合は103。

4　林地流動化の現状

最近の材価動向のもとでの，林地を含めた森林売却の動きと，それに対する森林組合の関わりが注目されていることから，林地流動化の状況について調査した。

(1)　強まった森林所有者の林地売却意向

管内森林所有者の林地売却意向は，「強まった」とするのが42組合（41%）で，「弱まった」とする７組合（７%）を大きく上回っており，全体の趨勢として，売却意向は強まっているものとみられる（第12図）。売却を希望するに至った事情は，「後継者が不在」が最も多く，「収益性悪化・経営意欲低下」がそれに次いだ。

１件あたりの売却希望面積は，１～２ha程度が最も多く，売却希望があるとする組合ではその61%が，所有する森林すべてを売却したいとするものであり，中小規模の林家が林業から完全に撤退しようとしている様子をうかがわせた。

第12図　森林所有者における過去2～3年の林地売却意向の変化

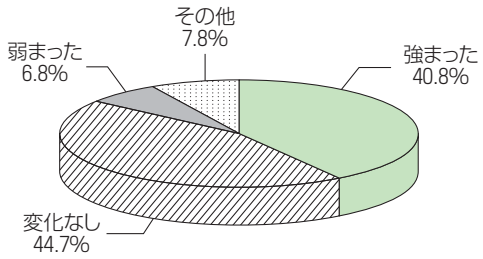

（注）　回答組合は103。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

(2) 林地購入の引合いは乏しくなお減少傾向

林地購入の引合いについては，「過去数年皆無」という組合が35組合（34％）を占め，引合いがあるなかでも，「減少傾向」（25組合）が「増加傾向」（10組合）を上回っていることから，林地の引合いは全般に低調とみられる。地域別にみると「減少傾向」が平均水準を大きく上回っているのは，四国と北陸，「増加傾向」は東海と九州・沖縄にみられる。また関東・東山や中国は，「過去数年皆無」が際立って高い。

引合いの相手方としては，法人企業や外国人などの動きが注目されたが，結果は「地元の個人」が最も多く，回答組合の62％がこれを挙げた（第13図）。法人・企業からの引合いはまだ限定的なものながら，四国では比較的高いウェイトを占めている。

林地売買の成約件数は，「減少傾向」とする組合が「増加傾向」を９％ポイント上回っている。地域別にみると，「増加」が平均より大きいのは，九州・沖縄，北海道，東海，「減少」については，北陸，中国，四国などが大きい。

第13図　林地購入の引合いの相手方（該当項目すべて）

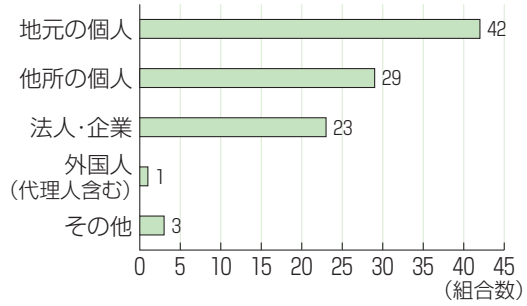

（注）　回答組合は68。

(3) 一部再造林放棄もみられる売却後の林地

売却された後の林地の状況については，49組合（71％）が，「保育・育林」（41組合）あるいは「皆伐後新植」（８組合）されていると回答しているが，16組合（23％）が「再造林放棄」と回答しており（第14図），購入した林地から立木を伐出して収益を確保した後，そのまま放置されている状況がうかがわれる。地域的には，「保育・育林」は関東・東山，北陸，中国で，「皆伐後新植」は九州・沖縄で，「再造林放棄」は東北と四国で，それぞれ平均を上回る数値を示している。

第14図　売却後の林地の状況

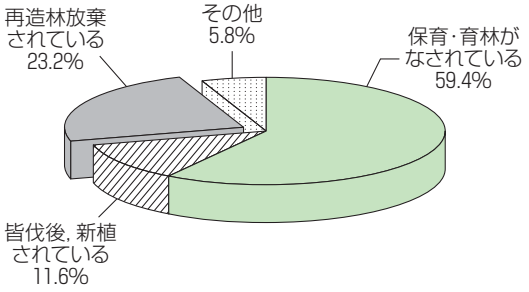

（注）　回答組合は69。

(4) 積極的な関与は少ない組合の林地売買仲介

林地売買にあたっては「概ね他業者が仲介」が49組合（47％）を占め，「その他」19組合も，うち９組合（全体の11％）は組合の関与がないと回答していることから，両者合わせて58％の組合で，ほとんど，ないし全く林地売買に関与していない（第15図）。「概ね組合が仲介」以外の組合に，管内の，組合で仲介していない林地売買情報

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第15図　林地売買への組合の関与

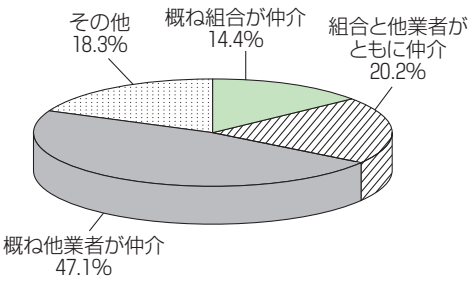

（注）　回答組合は104。

について質問したところ，「概ね把握している」組合は８％で，「把握していない」が55％を占めている。

林地の売買ないし仲介を組合事業（林地流動化事業または林地供給事業）と位置づけして実施している組合は回答のあった104組合のうち９％であり，56組合（54％）は「事業とせず個別対応」，また32組合（31％）では，林地売買を全く手掛けていない。

(5)　多くの組合でみられる売買仲介目的以外の山林保有

売買仲介以外のための山林保有があるのは，全体の79％の82組合である。山林を保有する目的で最も多いのは「直営林業地」で，山林を保有する組合の56％の組合が該当した。「事情やむを得ず」もそれに続いて，38％の組合が該当しており（第16図），少なからぬ割合といえる。地域的には「直営林業地」は，北海道・四国・東北で，「やむを得ず」は東海と九州・沖縄で，相対的に大きく見られた。「展示林・試験林」は北海道に多かった。

第16図　売買仲介目的以外に組合が山林を保有する目的（2項目以内）

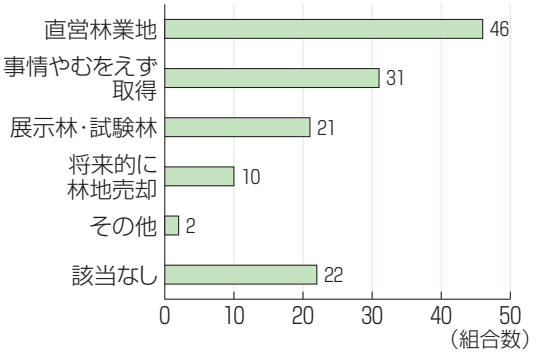

（注）　回答組合は104。

おわりに

森林組合，林業の諸課題についての意見等に関する，自由記入欄を設けたところ，36組合から意見・要望等が寄せられている。国の「森林・林業再生プラン」の内容が明らかになりつつある時期でもあったことから，これに対する意見・要望，あるいは政策転換への不安などが散見された。

前述したとおり，集約化施業への取組みは，一定の進捗はみせているものの，まだ十分に定着したとはいいがたい部分を多く残しており，また組合によるばらつきも大きい。また，最近の材価動向が組合の経営環境に様々な影響を与えていることも見逃せない。

新たな政策の実施にあたっては，こうした森林組合の置かれた現状を十分にふまえ，また個々の組合における状況の違いも織り込んだ，きめの細かい対応が求められよう。

（むろ　たかあき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

情勢

漁協の組織・事業基盤の現状

――第29回漁協系統事業アンケート調査結果から――

（財）農村金融研究会 主任研究員　尾中謙治

はじめに

本稿は，当（財）農村金融研究会が農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫JFマリンバンク部の協力のもと，2010年８月に165漁協を対象として実施した「第29回漁協系統事業アンケート調査」結果の一部の概要である。

（本文は2010年８月に実施したアンケート調査結果をまとめたものであり，東日本大震災による影響は考慮しておりません。このたびの東日本大震災により被災された皆様に対しまして，心よりお見舞い申し上げます。被災地の組合員，漁協，漁業が一日も早く復興されますよう心よりお祈り申し上げます。）

1　調査対象組合の概況

アンケート対象組合の09年度１組合平均は，組合員数816.3人（全国組合平均(注)の2.4倍），うち正組合員420.2人（同2.2倍），水揚金額（属地）2,442.7百万円（同1.9倍）である。

経営収支は，事業総利益304.0百万円（同2.9倍），事業利益△1.1百万円（全国組合平均△2.2百万円），経常利益21.3百万円（同2.2倍）であり，全国平均を上回っている。

なお，平均値の扱いにおいては，対象組合の中には１県１組合などの大規模組合も含まれていることに留意する必要がある。以下の集計結果の利用にあたっては，これらの点に注意を要するが，全国の組合動向を把握するうえでは特に問題はないといえる。

（注） 水産庁『水産業協同組合統計表（平成20年度）』による。

2　組合員及び組織基盤の現状

(1)　高齢な組合員の現状と対応

１組合あたりの組合員数は816.3人，うち正組合員は420.2人（51.5％）であり，正組合員のうち漁業所得を主としている正組合員は349.0人（83.1％）である（第１図）。

正組合員のうち現在年金を受給している人の割合は，40％未満の組合が55.7％，60％以上の組合が17.2％である。

第１図　組合員数と構成

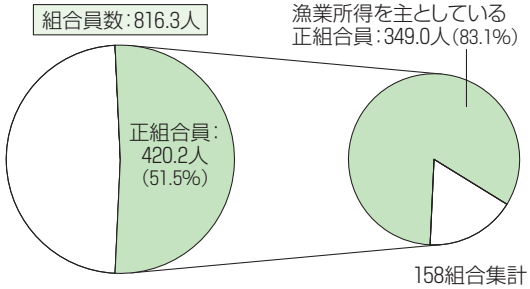

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

次に，高齢で漁業を辞めた正組合員の組合員資格は（163組合集計),「主に准組合員」(38.0％）が最も多く，次に「主に員外」(36.8％),「准組合員と員外が半々程度」(17.8％）である。

また，高齢で漁業を辞めた組合員に対する組合の対応としては（162組合集計，複数回答),「年金友の会」(24.7％）が最も多く，次に「高齢者向けの組織づくり・支援」(1.2％),「研修会・講演会」(0.6％）である。大部分の組合が「特になし」(75.3％）である。

ヒアリングした組合員900人程度の組合では，年金友の会の会員が360人で，そのうち７割が漁業者，３割が員外ということであり，活動としては年２回（春と秋）に旅行をしているとのことであった。他の組合では，年１回観劇をしており，会員からは年金の手続きを頼まれるケースが多いという。また，会員１人あたり500円の助成金を出している信用事業を譲渡した組合もある。

さらに，ヒアリングした複数の組合では，「漁業者・組合員は，年を取っても漁業に何らかの形で生涯携わるので，高齢で辞めるということがほとんどない」という話があった。また，「高齢で漁業を辞めた人の大部分は当地に住み，組合への出資金もそのままにしておくケースが今のところは多い」や「高齢の組合員の中には，水揚げが市場出荷する量に達しない人がおり，その人は地元の旅館や知人等に直接販売している」という組合からの話もあった。

(2)　組合員組織と女性部の評価

組合員組織の状況は第１表のとおりである。

女性部は大部分の組合（92.5％）に存在し，部員数は１組合平均168.4人である。組織形態としては（147組合集計),「組合単独の女性部」(86.4％）が最も多く，12.2％は「地域女性部を兼ねた女性部」である。

年金友の会は39.0％の組合に存在し，信用事業の実施・譲渡別にみると，実施している組合44.2％，譲渡した組合31.8％である。

青色申告会は20.1％の組合に存在し，会員数は１組合平均130.7人である。組織形態としては（28組合集計），大部分が「組合単独の青色申告会」(87.5％）で，9.4％は「他の組織と合同した青色申告会」である。

次に，女性部に対する組合の評価（５段階評価,「５」＝高,「１」＝低い）は第２図のとおりである。

まず「女性部の組合活動全体への貢献度」は,「３」及び「４」の回答が30.6％と最も多く,「５」も28.6％である。同様の設問を行った10年前の調査と比較すると,「４」と「５」の回答が増加しており，女性部の組合活動全体への貢献度が増していることがうかがえる。

第１表　組合員組織の組織割合（159組合集計）

組合員組織	あり(％)	１組合平均 部員・会員数
女性部	92.5	168.4(146)
青(壮)年部	77.4	60.8(122)
年金友の会	39.0	288.6(62)
青色申告会	20.1	130.7(28)

（注）（　）内は集計組合数。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第2図　女性部に対する5段階評価

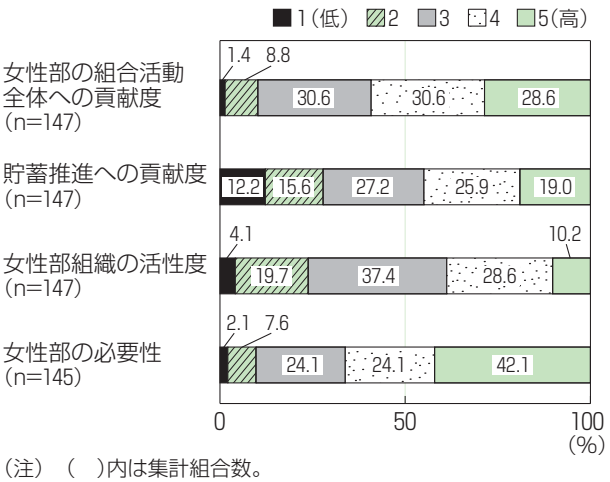

(注)　(　)内は集計組合数。

一方,「貯蓄推進への貢献度」も同様に比較すると，高評価(「４」+「５」)が57.6％から44.9％に低下している。

「女性部組織の活性度」は「３」が7.6ポイント減少し,「２」が8.4ポイント増加している。

「女性部の必要性」は高評価(「４」+「５」)が81.3％から66.2％と，15.1ポイント低下している。

組合では「女性部の組合活動全体への貢献度」に対する評価は高いものの,「貯蓄推進への貢献度」や「女性部組織の活性度」「女性部の必要性」への評価が低下してきている組合が増加していることがうかがえる。

組合員組織（主に女性部）の課題を自由記入してもらったところ，部員の減少・高齢化を挙げている組合が最も多く，今後の組合員組織の活動，さらには地域の活性化・活気にマイナスの影響を与えることを懸念しているものも複数あった。

3　水揚げと組合市場の現状

(1)　水揚げの現状と販売方法

09年度１組合あたりの水揚高（属地）は2,442.7百万円である。ここ２～３年の年間水揚金額の傾向は（164組合集計),「減少」(76.8％）が最も多く，次に「変わらず」(15.9％),「増加」(7.3％）である。同様に，年間水揚量及び魚価の傾向は（164組合集計)，両方とも「減少・下落」(各71.3％，72.0％）が最も多く,「増加・上昇」は各11.6％，3.7％である。

５年前の同様の調査と比較すると，水揚金額及び水揚量，魚価のすべてにおいて減少・下落の回答割合が拡大している。

水揚高全般では減少傾向にあるが，現在好調な漁業（もうかっている漁業）を自由記入してもらったところ，165組合中106組合が様々な漁業を挙げている。地域別には，北海道及び東北地方の組合では，魚種としてホタテ，ナマコ，サケ，長崎県ではマグロ類を挙げている組合が多かった。

次に，組合員の水揚代金決済の系統利用率（単純平均）をみると，平均で85.5％である。組合が水揚代金決済時に講じていること（163組合集計，複数回答）は,「購買代金の天引き」(85.9％）が最も多く，次に「借入金返済のための天引き」(74.2％),「共済掛け金のための天引き」(30.1％),「定期的貯金のための天引き」である。「特に何もしていない」は6.7％である。

「その他」(12.3％）としては,「氷代金の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

天引き」と「漁船保険」が複数の組合で見られ，他に「納税のために天引き」「建造の費用積立」「乗船員給与の天引き」「一割貯金」等が挙がっている。

組合における管内水揚げの販売方法としては，「組合市場」（69.7%）が最も多く，次に「その他市場」（47.9%），「直売所で販売」（27.9%）である（第３図）。「その他」としては，「当組合加工場」「漁連共販」「委託販売」等が挙がっている。

主な漁業種類別にみると，「魚類養殖」及び「漁船漁業（延縄・釣り）」で「業者への直接販売」が１割を超えている。

第25回（４年前）及び27回調査（２年前）と比較すると，「直売所で販売」が増加，「消費者への直接販売」が微増している。反対に，「漁連市場」が減少，「業者（量販店等）への直接販売」が微減している。

組合市場及び漁連市場，その他市場の流通（市場流通）は，水揚金額全体の８割程度である。主な漁業種類別にみると，「魚類養殖」が６割強と最も低い。

第3図　組合の販売方法（複数回答）

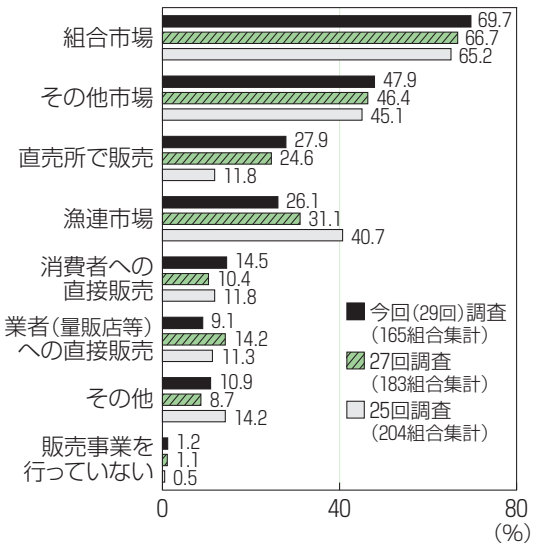

組合の現在の販売手数料をみると，平均で5.0%であるが，09年度の水揚金額で組合全体の採算（事業利益ベース）がとれる販売手数料率としては平均で6.9%必要としている。現在と採算ベースを比較すると，大部分の組合で現在の手数料率では採算がとれていないことがわかる。

(2)　組合市場と統合

組合の市場数は１組合あたり3.1である。仲買人の平均は66.4人，そのうち実際に機能・参加している仲買人は48.2人程度（全体の72.6%）である。

組合での値決め方法（109組合集計，複数回答）は，「入札」（72.5%）が最も多く，次に「セリ」（57.8%），「相対」（22.9%），「予約」（1.8%）である。ヒアリングしたいくつかの組合では，仲買人の購買力の低下や廃業等により，魚価が安いことを課題として挙げている。

次に，市場統合についてみると（107組合集計），「統合は不要」（44.9%）が最も多く，次に「統合したいができない」（32.7%）であり，「統合を実現した」は7.5%である。「その他」（15.0%）としては，「統合に向けた協議開始」「計画中」「将来的には統合せざるを得ない」「支所において集荷場所を中央出張所としたが，鮮魚等を移動する際，活物を弱らせてしまうので現状に戻った」等が挙がっている。

「統合したいができない」と回答した組合の理由は（複数回答），「組合員が反対」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第4図　市場統合したいができない理由

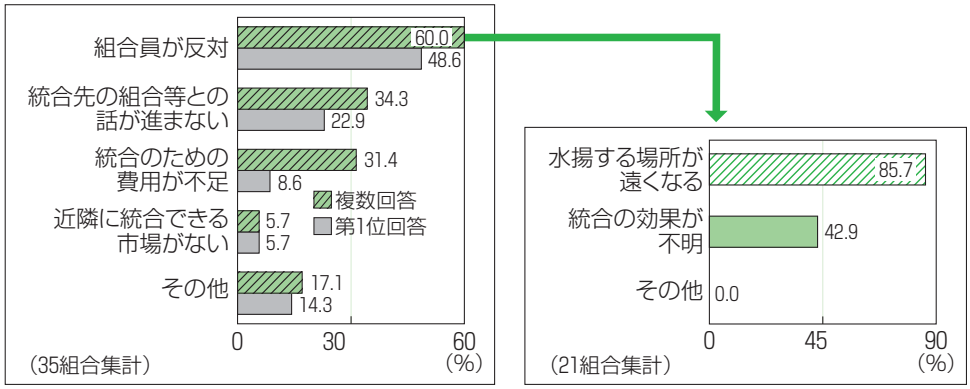

(60.0%) が最も多く，次に「統合先の組合等との話が進まない」(34.3%)，「統合のための費用が不足」(31.4%) である（第４図，第１位回答も同様)。

「その他」としては，「一度統合のため，準備をしたが，実現しなかった」「組合の合併問題が棚上げ状態となっており，話が進まない」「話し合いが具体的になされていない」「現有施設償却等の補助金が必要」が挙げられている。

「組合員が反対」する理由は（複数回答)，「水揚げする場所が遠くなる」(85.7%) が最も多く，次に「統合の効果が不明」(42.9%) である。ヒアリングした組合では，近隣の市場統合した組合から統合のメリットを感じられなかったり，統合したところで仲買人が増えない，魚価が上がらないという理由で市場統合を検討していないという意見もあった。

4　組合経営と各事業の状況

(1)　事業利益及び経常利益の動向

09年度の事業利益及び経常利益の状況をみると（164組合集計)，事業利益は67組合 (40.9%) が黒字，97組合 (59.1%) が赤字である。経常利益は116組合 (70.7%) が黒字，48組合 (29.3%) が赤字である。

ここ２～３年の事業利益の動向をみると (164組合集計)，「赤字傾向」(53.7%) が最も多く，次に「黒字傾向」(27.4%)，「収支トントン」(15.2%) である。「その他」(3.7%) には，「変動が大きい。安定しない」「鰹鮪漁業の水揚げで大きく左右される」等が挙げられている（経常利益も同様)。

地域別にみると，「北海道」は「黒字傾向」(72.0%)，その他の地域では「赤字傾向」(62.6%) が半数以上である。

次に，ここ２～３年の経常利益の動向は (164組合集計)，「黒字傾向」(37.8%) が最も多く，次に「赤字傾向」(31.7%)，「収支トントン」(26.8%) である。地域別には，「北海道」は「黒字傾向」が６割である。正組合員数別にみると，組合員数が多いほど「黒字傾向」，少ないほど「赤字傾向」，の回答割合が高いのが特徴的である。

ヒアリングした組合では，組合経営が悪化していることを，総会時に組合員に説明

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

した。その結果，組合員は，増資したり，販売手数料や倉庫等の利用料の引上げを承認した。「この一件によって，組合員の組合への関心・帰属意識が高まったと感じる」と同組合職員は述べた。組合の情報を正直に適時に報告したことによって，組合員の理解・帰属意識を高め，協力が得られるようになった事例といえる。

(2) 各事業に対する組合の評価

各事業に対する組合の評価をみると（複数回答），「重要な収益源」として「販売事業」（82.1％）が最も多く，次に「購買事業」（51.8％），「加工事業」（28.0％）であり，販売及び購買が漁協収益の中心業務であることがわかる（第２表）。

「絶対に必要な事業」は，各事業とも回答が多かったが，最も多いのが「販売事業」（84.6％），次に「製氷等事業」（68.5％），「購買事業」（67.7％）である。

「信用事業」は，９年前の同様の調査と比較すると，特徴的なのは「重要な収益源」の回答が30.6ポイント減少，「組合員へのサービスの一環」が34.9ポイント増加していることである。また，今回調査を信用事業の実施・譲渡別にみると，実施組合では，

「重要な収益源」19.5％，「絶対に必要な事業」81.8％であるのに対して，信用事業を譲渡した組合では，それぞれ3.7％，55.6％である。

「共済事業」を９年前の調査と比較すると，「安定的な収益源」が13.2ポイント減少，同様に「加工事業」も32.4ポイント減少している。また，両事業とも「絶対に必要な

第2表　各事業に対する組合の評価（複数回答）

	重要な収益源	安定的な収益源	組合員へのサービスの一環	組合員・地域住民とのつながりの手段	便宜的に行っている	絶対に必要な事業	不平・不満がある事業	廃止したい	その他
信用事業 (104)	15.4 (16)	23.1 (24)	63.5 (66)	58.7 (61)	10.6 (11)	75.0 (78)	3.8 (4)	6.7 (7)	1.0 (1)
購買事業 (164)	51.8 (85)	45.1 (74)	35.4 (58)	15.2 (25)	4.3 (7)	67.7 (111)	1.8 (3)	0.6 (1)	0.0 (0)
販売事業 (162)	82.1 (133)	38.9 (63)	8.0 (13)	11.1 (18)	0.6 (1)	84.6 (137)	4.3 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)
製氷等事業 (146)	21.9 (32)	32.2 (47)	39.7 (58)	7.5 (11)	6.8 (10)	68.5 (100)	2.1 (3)	4.1 (6)	2.1 (3)
加工事業 (75)	28.0 (21)	20.0 (15)	32.0 (24)	21.3 (16)	8.0 (6)	34.7 (26)	8.0 (6)	9.3 (7)	4.0 (3)
利用事業 (153)	10.5 (16)	19.6 (30)	61.4 (94)	14.4 (22)	13.1 (20)	51.0 (78)	2.0 (3)	2.6 (4)	0.7 (1)
指導事業 (161)	13.7 (22)	9.3 (15)	57.1 (92)	24.8 (40)	8.1 (13)	64.6 (104)	5.0 (8)	0.6 (1)	0.6 (1)
共済事業 (164)	27.4 (45)	50.0 (82)	43.3 (71)	51.8 (85)	1.2 (2)	38.4 (63)	0.6 (1)	0.0 (0)	0.6 (1)

（注）1　各事業の第1位の回答はスミ網掛け，第2位は太枠で示す。
2　信用事業の代理店等としての譲渡組合の回答を含む。
3　（　）内は集計組合数。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

事業」が４割に達していない。

なお，共済事業に対しては，「現在あまり力を入れていなかった事業だが，今後大きく育てたい事業である」という意見もあった。

加工事業においては，「不平・不満がある事業」及び「廃止したい」が１割弱である。反対に，「新たな事業展開」「今後の収益増加への手段」という今後に期待する声もある。

その他の「販売事業」や「購買事業」等の事業については，９年前の調査と大きな変化はなかった。

おわりに

漁協の多くは，地域（漁村）振興・活性化のために，祭りなどのイベントや魚食普及，植樹や海浜清掃などの漁場環境整備，ブランド化などへの取組みを行っている。

ヒアリングしたいくつかの組合では，職員が少ない，あるいは資金面が厳しいため，行政をはじめ，近隣組合や農協等と連携・提携して，地域への取組みを行っていた。

例えば，職員８人のA組合は，地元の自治会等と連携して市の協力を要請し，15年前から港での祭りを開催している。過疎的な地域ではあるが，市の広報などを通じて，祭りの参加者は約７千人である。組合は組合員の水揚げの一部を買い上げ，直売している。

他の取組みとしては，１月下旬には「かきまつり」（今年で第５回目）を組合主催，市の後援のもと開催している。その時にはマラソン大会も開催され，ランナー２千人，関係者数千人が参加する祭りとなる。また，直売所を土日（土曜だけ開催の時期もあり）に開催しており，ここも口コミ等で好評である。女性部の活動の場ともなっており，女性部による弁当や総菜も販売されている。

さらに，同組合では，主力の底曳網漁業の水揚げが減少しはじめた頃から，地区での貝類養殖の可能性を模索し，10年ほど前から貝類養殖を組合員に勧め，組合員の漁業収入の下支えにも貢献している。

地理的条件では決して有利とはいえない地域で，組合は自分たちのできることを考え，他の団体・組織と協力して，漁村・漁業の活性化を図っている。

「どうしてこのような取組みができているのか」と質問したが，組合員や地域のために組合が活動するのは当然というような回答をいただいた。

このヒアリングから，組合及び組合員は，自分たちのするべきこと・できることを再考し，単独でできないことは行政や自治会，商工会等に協力を要請し，地域に関わるすべての人たちで，自分たちの地域を元気にする姿勢が必要だということを，改めて気づかされた。そのためにも，まず自分たちの漁村の将来ビジョンを，組合と組合員が対話し，共有する必要性を強く感じた。

（おなか　けんじ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(63)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(63)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(63)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(64)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定……(64)
6. 農業協同組合　主要勘定……(64)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(66)
8. 漁業協同組合　主要勘定……(66)
9. 金融機関別預貯金残高……(67)
10. 金融機関別貸出金残高……(68)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2006. 3	**39,508,924**	**4,787,716**	**25,336,959**	**723,299**	**45,562,031**	**11,626,746**	**11,721,523**	**69,633,599**
2007. 3	**40,365,101**	**4,471,357**	**22,647,264**	**384,733**	**43,714,073**	**12,484,489**	**10,900,427**	**67,483,722**
2008. 3	**38,326,642**	**4,822,176**	**16,439,895**	**508,168**	**36,226,816**	**9,471,438**	**13,382,291**	**59,588,713**
2009. 3	**37,327,269**	**5,255,031**	**18,640,726**	**1,851,473**	**39,534,480**	**10,677,799**	**9,159,274**	**61,223,026**
2010. 3	**38,885,629**	**5,611,743**	**23,457,306**	**1,932,159**	**43,991,315**	**12,844,462**	**9,186,742**	**67,954,678**
2010. 10	39,342,206	5,536,233	22,127,427	674,689	45,347,639	12,635,598	8,347,940	67,005,866
11	40,034,625	5,499,987	23,304,300	1,123,222	45,266,855	13,518,066	8,930,769	68,838,912
12	40,435,770	5,465,437	22,754,868	639,282	45,134,275	13,471,702	9,410,816	68,656,075
2011. 1	40,564,558	5,452,913	21,507,237	667,060	44,943,811	13,012,729	8,901,108	67,524,708
2	40,417,617	5,440,899	20,824,450	816,548	44,058,101	12,684,490	9,123,827	66,682,966
3	40,661,354	5,421,664	22,763,139	1,437,984	43,057,724	13,704,296	10,646,153	68,846,157

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2011年3月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	33,069,856	-	608,535	52	122,509	-	33,800,952
水産団体	1,175,683	-	81,198	8	1,979	-	1,258,868
森林団体	1,397	-	4,606	2	3	-	6,007
その他会員	236	-	3,444	0	-	-	3,680
会員計	34,247,172	-	697,782	61	124,492	-	35,069,507
会員以外の者計	249,676	52,668	296,583	106,897	4,885,216	807	5,591,848
合計	**34,496,848**	**52,668**	**994,365**	**106,958**	**5,009,708**	**807**	**40,661,355**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　295,693百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2011年3月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	63,902	6,108	94,500	-	164,510
	開拓団体	137	17	-	-	154
	水産団体	10,075	2,929	9,224	8	22,236
	森林団体	2,826	8,233	4,041	63	15,164
	その他会員	527	25	120	-	672
	会員小計	77,468	17,313	107,885	71	202,737
	その他系統団体等小計	96,313	23,379	46,639	-	166,330
	計	173,781	40,692	154,524	71	369,067
関連産業		2,044,753	41,746	1,143,850	5,516	3,235,866
その他		9,941,987	4,097	153,280	1	10,099,363
合計		**12,160,521**	**86,535**	**1,451,654**	**5,588**	**13,704,296**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

(貸方)

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2010. 10	5,216,442	34,125,764	39,342,206	-	5,536,233
11	5,899,638	34,134,987	40,034,625	-	5,499,987
12	6,085,640	34,350,130	40,435,770	-	5,465,437
2011. 1	6,184,963	34,379,595	40,564,558	-	5,452,913
2	5,979,046	34,438,571	40,417,617	2,000	5,440,899
3	6,164,406	34,496,948	40,661,354	11,500	5,421,664
2010. 3	5,442,439	33,443,190	38,885,629	-	5,611,743

(借方)

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2010. 10	52,663	622,025	45,347,639	16,954,200	6,967	-	78,435
11	98,866	1,024,356	45,266,855	15,841,807	11,787	-	76,619
12	44,033	595,249	45,134,275	16,211,797	13,169	-	83,100
2011. 1	66,311	600,749	44,943,811	16,234,582	13,113	-	81,476
2	104,640	711,908	44,058,101	15,900,116	269,240	-	82,745
3	103,715	1,334,268	43,057,724	15,252,138	7,206	-	86,534
2010. 3	153,643	1,778,516	43,991,315	14,117,244	78	-	88,795

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2010. 9	52,492,593	51,118,458	753,142	764,923	1,686,369
10	52,812,382	51,303,081	913,878	764,924	1,688,834
11	52,751,352	51,281,118	915,699	764,923	1,691,959
12	53,222,482	51,454,950	820,335	765,550	1,692,220
2011. 1	52,786,095	51,342,312	885,185	765,549	1,692,353
2	52,897,593	51,286,298	870,948	765,550	1,692,685
2010. 2	51,709,139	49,852,773	762,153	640,194	1,538,356

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 2011年3月末値は，7月号にて掲載予定。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2010. 9	25,437,161	59,957,081	85,394,242	524,167	346,162
10	26,018,452	59,700,122	85,718,574	527,735	348,383
11	25,721,926	59,955,543	85,677,469	508,722	331,985
12	26,124,302	60,513,255	86,637,557	498,449	326,633
2011. 1	25,628,789	60,397,370	86,026,159	511,226	341,123
2	26,137,362	60,082,358	86,219,720	505,579	336,328
2010. 2	25,625,521	59,379,248	85,004,769	526,531	355,694

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
628,640	5,681,342	3,425,909	12,391,536	67,005,866
539,542	5,297,721	3,425,909	14,041,128	68,838,912
430,040	5,378,248	3,425,909	13,520,671	68,656,075
636,441	4,688,098	3,425,909	12,756,789	67,524,708
627,617	4,508,129	3,425,909	12,260,795	66,682,966
469,923	4,397,280	3,425,909	14,458,527	68,846,157
935,900	4,277,171	3,425,909	14,818,326	67,954,678

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
11,110,009	1,440,521	6,631	12,635,598	1,160,361	7,180,613	67,005,866
11,970,559	1,464,991	5,896	13,518,066	1,262,105	7,656,877	68,838,912
11,941,178	1,440,595	6,827	13,471,702	1,344,962	8,052,685	68,656,075
11,491,649	1,434,068	5,534	13,012,729	1,190,410	7,697,585	67,524,708
11,196,319	1,400,343	5,081	12,684,490	1,375,000	7,479,587	66,682,966
12,160,520	1,451,653	5,587	13,704,296	1,300,000	9,338,948	68,846,157
11,167,417	1,581,423	6,824	12,844,462	1,302,550	7,884,114	67,954,678

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
59,213	30,714,506	30,616,006	4,000	403,902	16,477,597	6,933,061	1,510,123
56,645	31,190,557	31,097,694	32,000	406,023	16,499,200	7,034,303	1,499,814
62,975	30,783,163	30,686,889	2,000	411,564	16,985,596	6,975,532	1,512,949
106,874	31,022,280	30,930,225	2,000	408,546	17,068,619	7,006,539	1,538,647
65,374	30,487,695	30,387,930	2,000	400,261	17,315,739	6,987,051	1,543,169
61,805	30,360,390	30,266,726	32,000	394,020	17,548,096	6,978,231	1,545,827
57,876	29,219,464	29,128,381	-	381,091	16,940,698	7,175,073	1,531,406

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
382,054	57,749,052	57,522,567	4,756,984	1,510,103	23,983,892	253,416	720
369,731	58,116,591	57,892,334	4,732,251	1,514,422	23,958,815	252,830	720
399,619	57,983,363	57,761,110	4,876,745	1,656,262	23,902,518	241,327	719
439,294	58,784,483	58,527,286	4,988,597	1,762,969	23,822,749	239,312	719
401,039	58,114,031	57,873,886	5,053,618	1,808,841	23,778,189	* 237,886	719
371,982	58,340,832	58,094,477	5,135,787	1,866,834	23,768,680	234,579	719
357,462	57,220,898	57,015,898	4,990,689	1,644,639	23,766,166	254,900	733

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2010．12	2,061,804	1,417,251	3,313	56,575	14,142	1,324,927	1,295,173	156,553	587,379
2011．1	2,042,138	1,407,949	3,312	56,580	14,512	1,308,997	1,286,192	157,830	580,307
2	2,047,759	1,401,535	3,303	56,584	13,731	1,316,070	1,294,553	157,884	578,128
3	2,035,793	1,364,775	4,832	56,652	14,427	1,322,964	1,293,467	153,816	572,873
2010．3	2,019,722	1,356,890	3,376	56,458	14,539	1,278,801	1,250,672	165,573	588,024

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 2011年3月計数が未入手となった一部信漁連の計数については，入手している最新値（2011年2月等）と同値としている。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2010．10	918,753	578,770	157,170	120,537	118,745	7,639	874,393	863,571	4,174	221,021	8,515	161
11	904,343	559,766	148,799	114,743	118,783	9,201	865,710	854,363	4,174	213,089	7,298	161
12	901,947	556,609	142,968	111,532	118,476	8,152	861,227	848,996	3,208	211,611	7,042	161
2011．1	882,645	551,588	142,873	111,319	118,968	7,728	843,856	834,292	3,208	210,794	7,116	161
2010．1	887,939	506,913	144,179	107,652	118,510	7,529	841,485	831,600	4,800	216,069	7,482	162

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。（2009年4月より共済借入金を含まない）
3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。（2009年4月より共済貸付金を含まない）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**801,890**	**496,044**	**2,487,565**	**1,936,818**	**546,219**	**1,113,773**	**160,673**
	2008. 3	**820,756**	**509,860**	**2,525,751**	**1,956,991**	**555,619**	**1,137,275**	**163,300**
	2009. 3	**833,096**	**508,917**	**2,575,584**	**2,002,165**	**560,995**	**1,154,531**	**163,634**
	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
	4	848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807
	5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756
	6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676
	7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448
	8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940
	9	853,943	524,926	2,619,065	2,071,464	570,627	1,195,743	171,601
	10	857,185	528,124	2,579,077	2,068,207	569,353	1,197,645	171,420
	11	856,774	527,514	2,601,743	2,073,550	568,471	1,194,795	171,266
	12	866,376	532,225	2,576,384	2,097,915	575,817	1,208,008	173,226
	2011. 1	860,261	527,861	2,591,537	2,081,173	570,432	1,199,848	172,297
	2	862,197	528,976	2,619,609	2,091,740	573,684	1,206,066	173,080
	3	P 858,179	P 526,393	P 2,727,700	P 2,122,995	P 576,025	P 1,197,501	P 172,138
前年同月比増減率	**2007. 3**	**1.7**	**1.9**	**△0.8**	**2.5**	**0.9**	**2.0**	**0.8**
	2008. 3	**2.4**	**2.8**	**1.5**	**1.0**	**1.7**	**2.1**	**1.6**
	2009. 3	**1.5**	**△0.2**	**2.0**	**2.3**	**1.0**	**1.5**	**0.2**
	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
	4	1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4
	5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5
	6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1
	8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0
	9	1.5	2.5	3.3	2.7	0.3	1.9	3.1
	10	1.4	2.7	3.3	2.6	0.1	1.9	3.1
	11	1.5	2.9	2.2	2.5	△0.0	1.8	3.1
	12	1.6	2.3	1.6	2.7	△0.3	1.9	3.1
	2011. 1	1.5	2.4	2.0	2.6	△0.3	1.9	3.0
	2	1.4	2.3	2.7	2.3	△0.2	1.9	3.0
	3	P 1.6	P 2.8	P 3.6	P 2.5	P 1.5	P 2.0	P 2.9

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**212,166**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**416,504**	**634,955**	**93,670**
	2008. 3	**215,985**	**52,468**	**1,804,791**	**1,480,672**	**426,428**	**635,433**	**93,828**
	2009. 3	**223,750**	**56,420**	**1,897,811**	**1,544,616**	**432,999**	**648,785**	**94,073**
	2010. 3	226,773	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	4	225,826	54,998	1,777,889	1,531,534	428,340	635,021	93,768
	5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495
	6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405
	7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669
	8	226,967	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	93,506
	9	225,874	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022
	10	225,643	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	635,390	93,783
	11	225,134	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	93,621
	12	224,276	54,679	1,733,515	1,555,948	434,924	640,623	94,250
	2011. 1	＊ 223,824	54,439	1,728,608	1,547,836	431,083	633,792	93,645
	2	223,738	54,324	1,729,538	1,551,660	431,006	633,177	93,740
	3	P 223,550	P 53,585	P 1,793,940	P 1,575,074	P 439,139	P 638,498	P 94,553
前年同月比増減率	**2007. 3**	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**
	2008. 3	**1.8**	**1.8**	**△0.2**	**2.6**	**2.4**	**0.1**	**0.2**
	2009. 3	**3.6**	**7.5**	**5.2**	**4.3**	**1.5**	**2.1**	**0.3**
	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	4	1.2	△1.1	△5.7	0.1	△0.4	△1.3	0.2
	5	0.6	△0.6	△5.9	△0.0	△0.8	△1.6	△0.1
	6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1
	7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2
	8	0.1	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	0.1
	9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2
	10	△0.2	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	△1.2	0.0
	11	△0.4	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	△0.1
	12	△0.4	△3.6	△4.7	1.2	△0.3	△0.9	△0.2
	2011. 1	＊ △0.5	△4.5	△4.3	0.9	△0.7	△1.2	△0.5
	2	△0.6	△3.7	△4.1	1.2	△0.7	△1.2	△0.5
	3	P △1.4	P △4.2	P △0.2	P 2.0	P 1.4	P △0.5	P 0.6

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

東日本大震災復興コーナーの新設について（ご案内）

当総研では，ホームページ（http://www.nochuri.co.jp/）上に「東日本大震災復興コーナー」を新設いたしました。

このたびの東日本大震災は，広域かつ大規模であり，復興の形も地域ごとに異なり，長期間を要するものと予想されております。我々の調査研究も長期にわたる継続的なものとし，かつ「第一次産業」「地域（現場）」「協同」を重視する視点からのものにしたいと考えています。

このコーナーに，東日本大震災に関連するレポートや，参考情報等を順次掲載して参りますので，ご活用いただければ幸いです。

農林中金総合研究所は，農林漁業・環境問題などの中長期的な研究，農林漁業・協同組合の実践的研究，そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など，幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

http://www.nochuri.co.jp/

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年6月号第64巻第6号〈通巻784号〉6月1日発行

編　集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7759 FAX 03-3233-7791

発　行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定　価

400円（税込み）1年分4,800円（送料共）

印刷所

永井印刷工業株式会社